

仙台市消防局
新型インフルエンザ対応マニュアル
(消防局業務継続計画)

平成21年8月
(平成21年10月一部改正)

I 消防局新型インフルエンザ対応マニュアルの目的等

1 本マニュアルの目的

新型インフルエンザに関する対応は、既に策定済みである「仙台市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」（以下基本指針）及び「消防局新型インフルエンザ対応計画」（以下対応計画）に基づき行うこととしている。

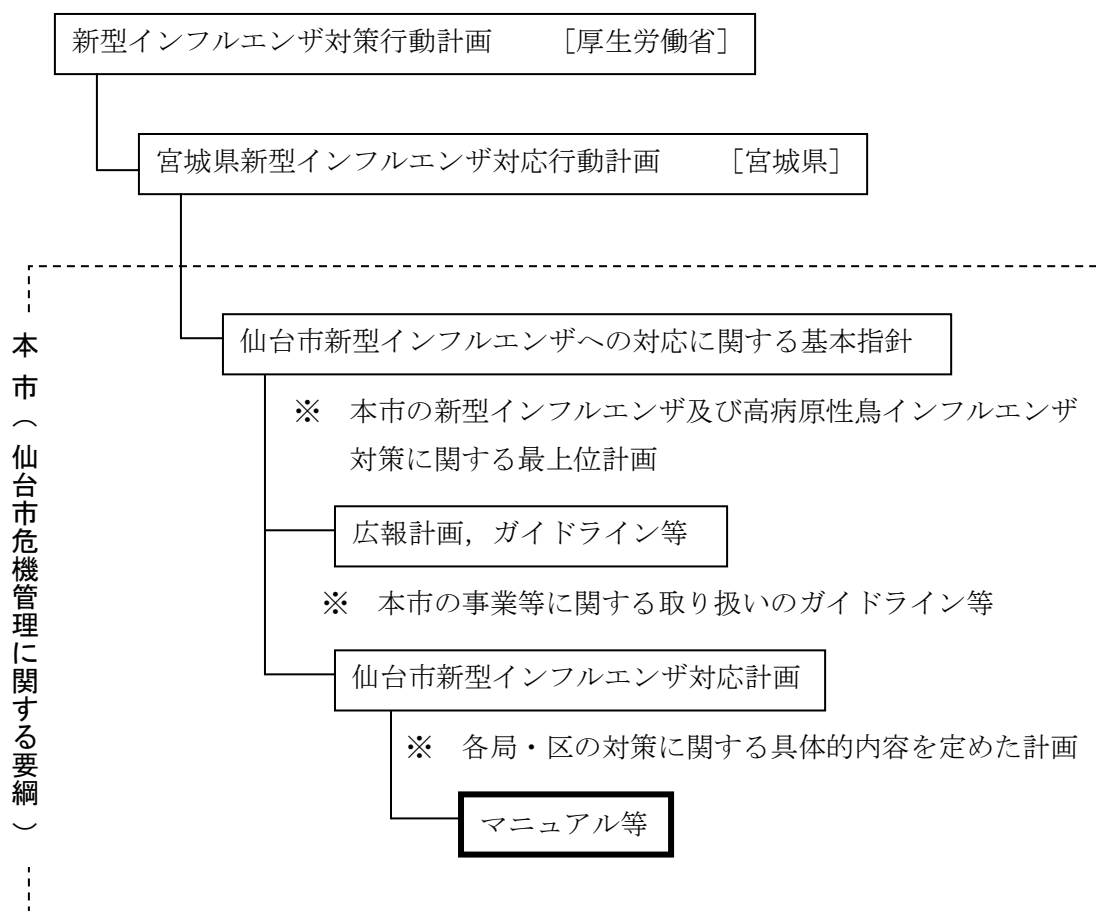
本マニュアルは、「基本指針」及び「対応計画」に基づき、新型インフルエンザへの具体的な対応及び消防職員が新型インフルエンザに罹患した場合等における業務継続計画をより具体的に示したものであり、これにより、的確かつ円滑な消防業務体制の維持を目的とする。

2 本マニュアルの位置づけ及び運用

本マニュアルは、仙台市危機管理に関する要綱に基づく「マニュアル等」の位置づけである。

また、新型インフルエンザの流行や毒性の強弱、感染力などのほか、国、県の動向や全庁的な対応状況により、柔軟な運用を行うものとする。

【本市の計画等の体系】



Ⅱ 基本的な考え方

1 役割

消防機関の任務は、国民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、新型インフルエンザ発生時においても、安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが求められる。

消防局は、特に、新型インフルエンザが流行した際、需要が増大することが予想される救急業務を担うことから、業務の重要性和感染防止対策の必要性を十分認識するとともに、救急搬送のみならず、消火をはじめとした必要な業務を継続していかねばならない。

2 業務継続の方針

新型インフルエンザ発生時の対応について、基本的に次の骨子に基づいて適切な対応をとるものとする。

○ 職員の感染防止対策の徹底

- ・ 第一段階〔海外発生期〕（フェーズ 4 A）で感染防止対策を開始。
- ・ 新型インフルエンザ流行中、勤務可能な職員の確保に努める。
例：職員の健康管理、通勤手段の変更等。
- ・ 職員への感染防止教育

○ 新型インフルエンザ流行時における救急業務体制の強化

- ・ 第二段階〔国内発生期〕（フェーズ 4 B）以降、救急業務体制の強化を図る。
例：増隊に備えた救急予備車の準備、分隔した救急自動車の準備

○ 新型インフルエンザ流行時における消火・救助業務体制の維持

- ・ 第二段階〔国内発生期〕（フェーズ 4 B）以降、消火・救助業務体制の維持を図る。

○ 新型インフルエンザの流行状況に応じた業務体制の縮小・停止

- ・ 第二段階〔国内発生期〕及び第三段階（フェーズ 4 B～6 B）で段階的に縮小・停止する業務を予め特定しておく。
- ・ 縮小・停止する業務に普段従事している職員は他業務の代替要員等とする。

○ 消防局内での新型インフルエンザ流行を念頭に置いた業務・人員体制の立案

- ・ 救急業務及び消火・救助業務を継続できるよう代替要員等を用意しておく。

Ⅱ 平常時及び新型インフルエンザ発生時の対応

1 平常時の対応

(1) 新型インフルエンザ対策に係る検討

平常時から、新型インフルエンザ発生時における消防活動の体制整備や職員の感染防止対策について、国や県、市長部局等の動向及び新型インフルエンザの発生状況等を踏まえつつ、「基本指針」及び「対応計画」に基づき必要な対策を行う。

(2) 情報収集と情報の共有化

平常時から国内外の新型インフルエンザの発生状況や公共サービスに関する情報を、国（消防庁、内閣官房、厚生労働省、外務省等）、県、世界保健機関（WHO）等から入手し、職員に周知徹底を図る。

また、職員が新型インフルエンザについて正しく理解するとともに、適切な情報を周知する。

(3) 職場や家庭における感染防止対策の徹底

ア 職場における感染防止対策

感染防止対策は、職員全員が新型インフルエンザに対する正しい知識を身に付け、それに基づいた感染防止対策を徹底していくことが重要である。

このため、平常時から職員に対して新型インフルエンザばかりでなく、季節性インフルエンザを含めて、正しい知識を習得させるとともに、季節性インフルエンザの予防接種をはじめ、うがい、手洗い等について平時から励行させ、標準予防策（スタンダードプレコーション）について周知徹底を図り、職員の感染防止を徹底する。

イ 家庭における感染防止対策

消防業務の特性上、職員の罹患は消防業務を遂行するための人員確保に重大な影響を及ぼすことから、職員家族を含めた家庭における感染防止対策についても留意し、職員の感染リスクを最小限に止める必要がある。

職員は、新型インフルエンザの流行情報や関連情報を入手し、家庭全体で正しい知識を習得するとともに、季節性インフルエンザの予防接種をはじめ、うがい、手洗い等について平時から励行するなど、感染防止に留意する。

(4) 消防業務における感染防止対策

救急業務（PA連携を含む。）においては、傷病者が新型インフルエンザなど、感染症である恐れがあるため、新型インフルエンザの恐れの有無に関わらず、標準予防策（スタンダードプレコーション）を徹底する。

(5) 感染防止資機材の整備

救急業務（P A連携を含む。）に関わる感染防止資機材の整備を充実・強化するとともに、一般業務に関わる庁舎の消毒剤や手指消毒剤、うがい薬及びサージカルマスクなど、職場において必要な感染防止資機材の整備を進める。

また、整備目標は約2ヶ月の流行期間に対応できる数量とする。

(6) 関係部局等との連携

新型インフルエンザの発生に備え、主に救急搬送医療機関の情報や保健福祉センターにおける相談体制及びその連携方策など、平常時から関係部局との緊密な連携を図る。

(7) 消防団との連携

職員と同様に消防団員に対しても、必要に応じ新型インフルエンザに関する情報提供を行うなど、情報の共有化を図る。

また、団員の感染防止対策についても消防団幹部会議等の機会を捉え、必要に応じて周知徹底する。

2 新型インフルエンザ発生時の対応

(1) 消防局における組織体制

新型インフルエンザの発生状況や仙台市新型インフルエンザ危機対策本部等の設置など「基本指針」に基づき必要な体制をとるものとする。

また、必要に応じ関係課等による検討会議を開催し所要の対策を講じる。

発生段階とフェーズ	組織体制
第一段階【海外発生期】（フェーズ 4A～6A）	情報連絡体制の強化
第二段階【国内発生早期】（フェーズ 4B）	
第三段階【感染拡大・蔓延・回復期】（フェーズ 5B・6B）	初動対応班の設置
第四段階【小康期】	
※組織体制は、新型インフルエンザの発生状況により判断する。	

(2) 情報収集と周知徹底

新型インフルエンザの発生状況や国、県のほか、全庁的な対応状況について、適宜情報収集を行い、職員に周知徹底を図る。

(3) 感染防止資機材の配布

国内における新型インフルエンザの流行状況や仙台市新型インフルエンザ危機対策本部等からの指示に応じて、庁舎の消毒剤や手指消毒剤、うがい薬及びサージカ

ルマスクなどの職員の感染防止資機材を各所属に配布する。

(4) 関係部局との連携

仙台市危機対策本部等の設置など全庁的な対応体制に応じて、必要な対応を行う。

また、救急搬送に係る医療機関情報や新型インフルエンザ相談体制の実施状況など、関係部局等との緊密な連携を図る。

(5) 職員等の感染に関する対応

職員及びその家族等が感染した場合、またその疑いがある場合は、資料 1 に基づき対応する。

Ⅲ 消防局における業務継続計画

1 業務継続計画の必要性

消防機関の任務は、国民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、新型インフルエンザ発生時においても、24時間365日にわたり即応体制を維持し、市民の安全・安心を確保する必要がある。

このため、新型インフルエンザが流行し、職員が罹患した場合においても的確な消防業務体制を維持するために業務継続計画を策定する必要がある。

2 業務継続計画の方針

新型インフルエンザが発生した場合の対応は、「対応計画」に基づき実施するが、新型インフルエンザが市内で流行し、多数の職員が罹患した場合における業務の継続方針は次のとおりとする。

(1) 救急活動

新型インフルエンザの流行に伴う市内での救急件数の状況や出場隊の状況にあわせ、必要に応じ救急予備車の運用による救急隊の増隊を実施する。

また、多数の職員が罹患した場合においても通常の隊編成（22 隊）を維持するものとする。

(2) 消火・救助活動

災害対応に関しては通常どおりの対応を基本とする。

また、多数の職員が罹患した場合も通常の隊編成を基本とするが、職員の罹患状況により、1 隊あたりの乗車人員の調整を行う。

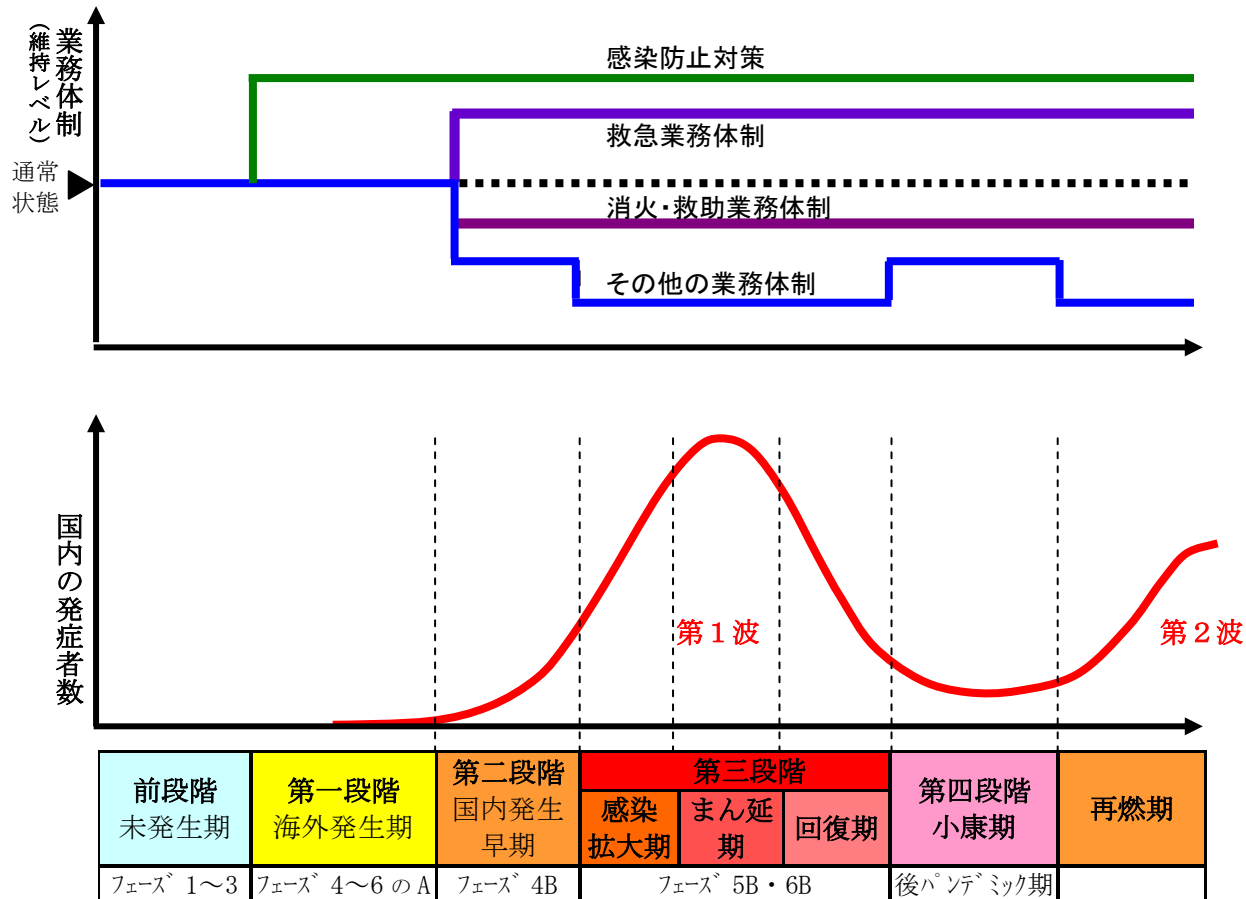
(3) その他の業務

主に災害出場に関わらないその他の業務は、「業務整理表（資料 3）」の優先度に基づき、業務を縮小・停止するなどして、毎日勤務者の応援勤務により現場要員の確保

を行う。

現場要員の確保は、基本的に各所属で対応することを原則とするが、業務を縮小・停止したにも関わらず人員確保が困難である場合は、消防局の毎日勤務者が応援勤務を行う。

【消防局における業務継続のイメージ（新型インフルエンザ発生時）】



3 勤務人員確保の考え方

各所属における勤務人員確保の方策は次のとおりとする。

(1) 週休調整等による対応

週休者に週休変更等の協力を求める。

(2) 各所属毎日勤務者による調整

必要人員に応じて、各所属の毎日勤務者を配置する。毎日勤務者が処理すべき業務は、隔日勤務者を含めて実施する。また、必要に応じて「業務整理表（資料3）」の優先度に基づき縮小・停止を行う。

(3) 消防局毎日勤務者による調整

各所属での調整に限界が生じた場合、消防局各課から必要な人員を配置する。

(4) 荒浜航空分署航空係の対応

荒浜航空分署の航空係については、業務の特殊性から、他の職員による応援ができないため、職員の罹患率に応じて、宮城県防災航空隊との連携した上で、業務を縮小するなど必要な対策を行う。

4 新型インフルエンザ発生時の人員計画（資料2参照）

職員の新型インフルエンザ罹患に伴う勤務人員の減少率に応じ、次のとおり人員確保を行う。

(1) 5%の職員が罹患した場合

基本的に各所属での対応とし、前3(1)~(2)までの対応とする。(2)について、毎日勤務者が処理すべき業務は、隔日勤務者を含めて実施することとするが、必要に応じて「対応計画」の業務整理表（資料3）に基づき業務の縮小・停止を行う。

(2) 15%の職員が罹患した場合

前3(1)~(2)までの対応を図り、更に勤務人員の確保が困難である場合は、(3)の消防局毎日勤務者が応援を行う。その際、救急救命士及び救急資格者等を考慮して人員を配置する。

(3) 25%の職員が罹患した場合

職員の罹患率が25%を超えると、各所属及び局毎日勤務者のみの対応では勤務人員を確保することが困難であるため、運用部隊数はそのままに、各車両の乗車人員を減少させて対応する。

職員等の感染に関する対応

職場へ新型インフルエンザを持ち込まないために、次の対応を行う。

1 職員が感染の疑い※のある場合

(1) 職員の対応

職員は、発熱等のインフルエンザ様症状を呈した場合は、その時点でマスクを着用するとともに、迅速に医療機関を受診し医師の診断を受ける。

また、医療機関においてインフルエンザ迅速診断の結果、A（＋）であった場合は、その旨を所属長に報告し指示に従う。

(2) 所属の対応

所属長は、当該職員に自宅待機（年次又は病気休暇）を要請するものとし、その期間は、発症した日の翌日から7日を経過した日又は発熱が無くなった日の翌々日とする。

また、各所属長は、当該事実が発生した場合、総務部総務課長あて報告する。

(3) 職場としての対応

① 所属職員にマスクを着用（他への感染の可能性は発症の24時間前からとされており、当該職員の勤務状況や濃厚接触状況に応じてマスク着用範囲等を考慮する。）させるとともに、継続的な健康調査を実施する。ただし、その期間は、当該職員が出勤するまでの間とする。

② 職員に対して手指の消毒、うがいの励行など、感染防止対策を徹底させる。

③ 机、カウンター及びテーブルなど、職場の消毒等を徹底させる。

2 職員家族等が感染の疑い※のある場合

(1) 職員の対応

職員は、家族等が発熱等のインフルエンザ様症状を呈した場合は、その時点でマスクを着用するとともに、迅速に医療機関を受診させ医師の診断を受ける。

また、家族等が医療機関においてインフルエンザ迅速診断の結果、A（＋）であった場合は、その旨を所属長に報告し指示に従う。

職員は、罹患家族に対して、マスク着用のうえ個室等で隔離するとともに、接触する場合は十分な感染防止対策を行い二次感染しないよう努めるものとする。

(2) 所属の対応

所属長は、当該職員が勤務する際は必ずマスクを着用させるとともに、朝夕の体温測定を義務付けるものとし、その期間は、当該職員が罹患家族にマスク等の感染防止対策を実施せずに最終接触した日から7日間とする。

各所属長は、当該事実が発生した場合、総務部総務課長あて報告する。

(3) 職場としての対応

① 職員に対して手指の消毒、うがいの励行など、感染防止対策を徹底させる。

② 机、カウンター及びテーブルなど、職場の消毒等を徹底させる。

(4) その他

職員が罹患家族の看護等のため休暇を取得する場合は、必要に応じて所要の配慮を行うこと。

新型インフルエンザ発生時の人員計画

① 平常時の勤務体制

——	平常時の消防力
- - -	新型インフルエンザ流行時において最低限維持

	159	578	33	243	100%
項目	救急	指揮・警防・救助	通信指令	その他業務	隔日勤務罹患患者数
職員数	通常	通常	通常	通常	0人
隊数	22隊	〃	〃	〃	
救急車台数	22台	—	—	—	

※変則3部制の荒浜航空係を除く



② 罹患率5パーセント

	159	578	33	残204	95%
項目	救急	指揮・警防・救助	通信指令	その他業務	隔日勤務罹患患者数
職員数	現状維持	現状維持	現状維持	減員	約39人
隊数	〃	〃	—	—	
救急車台数	22台	—	—	—	

※変則3部制の荒浜航空係を除く



③ 罹患率15パーセント

	159	578	33	残126	85%
項目	救急	指揮・警防・救助	通信指令	その他業務	隔日勤務罹患患者数
職員数	現状維持	現状維持	現状維持	減員	約117人
隊数	22隊	〃	—	—	
救急車台数	22台	—	—	—	

※変則3部制の荒浜航空係を除く



④ 罹患率25パーセント

	159	483	33	残142	75%
項目	救急	指揮・警防・救助	通信指令	その他業務	隔日勤務罹患患者数
職員数	現状維持	乗車人員減員	現状維持	減員	約196人
隊数	22隊	〃	—	—	
救急車台数	22台	—	—	—	

最小活動人員(例) 指揮隊3人(5人配置)、警防隊3人(5人配置)、特消隊4人(6人配置)、機動4人(7人配置)

片平高発2人(3人配置)、救急隊3人(4人配置)→(95人の確保)

※変則3部制の荒浜航空係を除く

※ 上記の各イメージは想定例であり、実際の対応は各所属ごとの罹患状況及び業務縮小・制限、休暇等取得の調整状況を勘案して決定する。

業 務 整 理 表

区 分	基 準
I	実施しなければならない業務のうち特に優先すべきもの（災害対応に関するもの等）
II	実施しなければならない業務（法的義務のある業務等）
III	状況により縮小・制限ができる業務
IV	状況により停止できる業務

※ 各署の業務については、局内各課の整理に準ずるものとする。

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

総務課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
総務課	儀式及び交際	Ⅳ		○				
(総務係)	文書事務の管理	Ⅲ		○				
	文書の集配	Ⅲ		○				
	議会関係業務	Ⅱ		○				
	広聴関係業務	Ⅲ	○	○				
	「行政評価システム」の調整	Ⅳ		○				
	市民等の視察見学対応	Ⅳ		○				
	接遇等向上の全体調整	Ⅳ		○				
	消防音楽隊	Ⅳ			○	訓練・イベント時		
	全国消防長会・宮城県消防長会に関する業務	Ⅲ		○				
	局内各課各署の幹部会議の開催	Ⅳ			○	週1回程度		
(人事研修係)	職員の採用に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の懲罰に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の昇任に関する業務	Ⅱ		○				
	公務災害に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の給与及び諸手当てに関する業務	Ⅱ		○				
	職員の勤務成績の評定に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の退職に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の安全衛生に関する業務	Ⅰ	○	○				
	職員の福利厚生に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の服務に関する業務	Ⅲ		○				
	職員の派遣に関する業務	Ⅱ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

総務課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	消防局の組織及び人員計画に関する業務	Ⅱ		○				
	職員の人事異動に関する業務	Ⅱ		○				
	各種検診及び健康診断の実施に関する業務	Ⅱ		○				
	外部表彰に関する業務	Ⅱ		○				
	仙台市災害時消防支援協力員に関する業務	Ⅰ	○	○				
	消防職員委員会に関する業務	Ⅱ		○				
	内部表彰に関する業務	Ⅳ		○				
	職員の研修に関する業務	Ⅲ		○				
	消防大学校及び消防学校入校に関する業務	Ⅲ		○				
	各種資格取得に関する業務	Ⅲ		○				
(消防団係)	機械器具置場・消防団車両の整備等に関する業務	Ⅲ		○				
	被服貸与・更新に関する業務	Ⅳ		○				
	個人装備・消防備品の購入に関する業務	Ⅲ		○				
	各会議の開催に関する業務	Ⅲ			○	年6回程度		
	他団体の情報収集に関する業務	Ⅳ	○	○				
	ポスター配布・市政だより掲載等、消防団広報業務	Ⅳ		○				
	団員研修・教養等に関する業務	Ⅲ		○				
	資格取得関係業務	Ⅲ		○				
	健康診断等、健康管理に関する業務	Ⅲ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

管理課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
管理課	消防行政に係る総合的な企画及び調整	Ⅲ		○				
	情報システム及びデータ管理に係る総合的な企画及び調整	Ⅰ	○	○				
	汎用コンピュータ等による情報処理の推進	Ⅰ	○	○				
	組織機構	Ⅲ		○				
	広報	Ⅱ	○	○				
	財産の取得、管理及び処分	Ⅲ		○				
	庁舎の建築及び維持管理	Ⅲ		○				
	車両の調達及び整備保全	Ⅰ		○				
	消防通信施設の整備及び保全	Ⅰ		○				
	消防応援協定	Ⅳ			○	新規締結・見直し等必要に応じ事務を執る		
	予算・決算その他の経理	Ⅱ	○	○				
	起債及び国庫補助	Ⅲ		○				
	服制	Ⅲ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

指令課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
指令課	119番通報の受付及び消防隊や救急隊への出動指令	I	○	○				
	出場する消防隊等との研修訓練の実施	IV		○				
	119番通報等の受付に必要なデータのメンテナンス	III		○				
	119番通報受付時における応急手当の指導	I	○	○				
	作戦室及び消防署への支援情報の伝達	I		○				
	消防隊及び救急隊への支援情報の伝達	I		○				
	災害情報案内	I		○				
	市民への指導・啓発	IV		○				
	ホームページの更新	IV		○				
	議会対応	II		○				
	災害・救急発生件数の管理	II	○	○				
	報道対応	III	○	○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

予防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
予防課	地震防災アドバイザーを中心とした防災意識の普及啓発	Ⅲ		○				
(予防係)	指導力向上を図るための職員研修の実施	Ⅳ		○				
	防災ビデオの整備・貸出	Ⅳ		○				
	防災チラシ及び冊子の配布	Ⅳ		○				
	災害弱者への家具転倒防止対策	Ⅲ		○			仙台市防災安全協会	
	自主防災組織未結成町内会の結成促進	Ⅲ		○				
	防災用資機材の一部助成	Ⅲ		○				
	自主防災組織の指導育成	Ⅲ		○				
	春・秋の火災予防運動の実施	Ⅳ			○	秋11/9～11/15 春3/1～3/7		
	住宅用防災機器の普及促進	Ⅲ		○				
	婦人防火クラブ等の指導育成	Ⅲ		○				
	災害弱者への訪問防火指導	Ⅲ		○			一部仙台市防災安全協会に委託	
	災害弱者情報のデータベース化	Ⅲ		○			一部仙台市防災安全協会に委託	
	緊急通報装置設置者への取扱指導及び訪問防火指導	Ⅲ		○			一部仙台市防災安全協会に委託	

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

予防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	空家・空地の実態調査及び指導	Ⅲ			○	火災予防運動に併せ実施		
	防御困難区域に設置している街頭消火器の点検整備	Ⅲ		○			仙台市防災安全協会	
	予算管理関係業務	Ⅲ						
	議会对応関係業務	Ⅲ						
	監査対応関係業務	Ⅲ						
	庶務	Ⅲ						
(指導係)	各消防署が行う消防同意事務の調整・管理	Ⅲ		○				
	防火管理講習会及び防災センター要員講習の実施	Ⅲ		○				
	防火基準適合マーク(暫定適マーク事務の調整・管理・確認)	Ⅲ		○				
	消防用設備等及び関係法令に関する研修会の実施	Ⅳ			○	通年適時		
	消防用設備等の設置・維持等の運用基準の整備	Ⅳ		○				
	予防査察関係規程等の整備	Ⅳ		○				
	査察統計の処理	Ⅲ		○				
	査察従事者研修会の実施	Ⅳ			○	通年適時		
	違反処理に係る企画・調整及び推進	Ⅳ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

予防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	違反処理に関する研修会等の実施	Ⅳ			○	通年適時		
	違反是正推進連絡会の開催	Ⅳ			○	通年適時		
	防火対象物への立入検査	Ⅲ		○				
	消防法令等に係る違反処理	Ⅱ		○				
	防火管理者選任届の届出の受付、審査	Ⅱ		○				
	消防計画書の届出の受付、審査	Ⅱ		○				
	消防用設備等点検結果報告書届出の受付・審査及び確認・指導	Ⅱ		○				
	消防訓練の指導	Ⅳ		○				
	火を使用する設備等の設置届出の審査	Ⅱ		○				
	消防が喫煙等を禁止している場所の承認・解除の審査	Ⅱ		○				
	防火対象物点検報告の受付・審査	Ⅱ		○				
	防火対象物点検報告に係る特例認定申請の受付・審査	Ⅱ		○				
	防火管理等実務講習会の実施	Ⅲ			○	通年適時		
	建築確認・許可おける消防同意審査	Ⅱ		○				
	仮使用承認申請に係る受付・審査及び意見書の交付	Ⅱ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

予防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	消防用設備等着工届出の受付・審査	Ⅱ		○				
	消防用設備等設置・特例の受付・審査及び検査	Ⅱ		○				
	消防同意建築物の中間検査	Ⅲ		○				
(保安係)	高圧ガス・液化石油ガス施設等の保安検査・立入検査	Ⅱ		○				
	事業者が作成する危害予防規程の届出の受理・指導	Ⅱ		○				
	特定高圧ガス消費者届出の受理・指導	Ⅱ		○				
	高圧ガス・液化石油ガス施設設置又は変更許可申請等の審査・指導検査等	Ⅱ		○				
	液化石油ガス設備工事等の届出受理の指導	Ⅱ		○				
	事故届出の受理及び原因調査	Ⅱ			○	事故発生時		
	関係機関への通報	Ⅱ		○				
	各種研修会、講習会の受講	Ⅲ			○			
	研修会の開催	Ⅳ			○	年1回位		
	高圧ガス事務の統計	Ⅲ			○	年報		
(危険物係)	危険物貯蔵・取扱施設の設置・変更許可等申請書を審査・指導・検査	Ⅱ		○			一部危険物保安技術協会に	

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	危険物仮貯蔵・仮取扱申請の審査・指導・承認・検査	Ⅱ		○				
	危険物貯蔵タンクの完成検査前検査申請の審査・指導・検査	Ⅱ		○			一部危険物保安技術協会に	
	石油コンビナート地区の特定事業所の特定防災施設等の設置又は変更の審査・指導・検査	Ⅱ		○				
	関係機関への通報等	Ⅱ		○				
	危険物製造所等の事業者が作成する予防規程の認可	Ⅱ		○				
	危険物保安監督者等の選任届出の審査・指導	Ⅱ		○				
	石油コンビナート地区の特定事業所等が共同で組織する共同防災組織等で設置又は変更届出の審査・指導	Ⅱ		○				
	石油コンビナート地区の特定事業所等が組織する自衛防災組織等の現況届出の審査・指導	Ⅱ		○				
	石油コンビナート地区の特定事業所等が制定又は変更する防災規程届出の審査・指導	Ⅱ		○				
	石油コンビナート地区の特定事業所等が選任する防災管理者等届出の受理	Ⅱ		○				
	災害発生届出の受理及び原因調査	Ⅱ			○	火災等の災害発生時		
	危険物等に関する各講習会への講師派遣	Ⅲ			○			
	講師の各種講習会の受講	Ⅲ			○			
	講習会の開催	Ⅳ			○	年1回程度各署巡回		

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

予防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	各種事務の統計(危険物規制・石油コンビナート・火薬類取締等)	Ⅲ			○	月報・半年報・年報		
	火災予防条例, 各種規則等及び事務処理基準の改正	Ⅲ		○				
	火薬, 花火, 煙火等を製造・貯蔵する施設の設置又は変更許可申請書の審査・指導・検査	Ⅱ		○				
	火薬, 花火, 煙火等を製造・貯蔵する施設等の保安検査・立入検査	Ⅱ		○				
	事業者が作成する危害予防規程及び保安教育計画の認可	Ⅱ		○				
	煙火等の消費等許可申請書の審査・指導・調査・検査	Ⅱ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

警防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
警防課	災害対応等							
	非常時の警防本部の運用	I	○	○				
	火災、救助、その他災害活動	I	○	○				
	火災原因調査、報告等							
	火災原因及び損害額の調査	I		○				
	火災現場における調査技術の指導	III		○				
	火災原因調査書類作成の指導	III		○				
	火災統計書の作成・配布	III		○				
	火災調査結果の国及び県への報告	II		○				
	災害即報の国及び県への報告	II		○				
	り災証明、り災届出証明の発行	II		○				
	緊急消防援助隊、国際消防救助隊							
	被災地への応援出動	II		○				
	国際消防救助隊員の派遣	III		○				
	特別警戒等							
	消防特別警戒の実施	I			○	年末年始、どんと祭、セタ、イベント等		
	訓練、研修等							
	非常時の警防本部運用訓練の実施	IV			○			
	震災対応訓練の企画及び実施	IV			○			
	調査技術に関する実務研修会の実施	IV			○			
	事例研究・調査研修の実施	IV		○				
	林野火災防御訓練の企画及び実施	IV			○			

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

警防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	石油コンビナート防災訓練の企画及び実施	IV			○			
	NBC災害に関する実務研修会の実施	IV			○			
	水難救助訓練の実施	IV			○			
	警防査閲の実施	IV			○			
	消防活動基本訓練の実施	IV		○				
	消防活動技術に関する実務研修会の実施	IV			○			
	救助技術訓練の実施(大会への参加)	IV			○			
	救助技術に関する実務研修会の実施	IV			○			
	特殊災害等研修会の実施	IV			○			
	震災対処訓練の実施	IV			○			
	緊急消防援助隊受援対応訓練の実施(大規模震災対応)	IV			○			
	緊急消防援助隊派遣訓練の企画及び実施	IV			○			
	国際消防救助隊の訓練・研修への参加	IV			○			
	資機材整備							
	震災活動用資機材の整備	III		○				
	水防倉庫・活動用資機材等の維持管理と整備	III		○				
	林野火災用資機材の整備	III		○				
	水難救助用資機材の整備	III		○				
	石油コンビナート災害用資機材の整備	III		○				
	NBC災害用資機材の整備	III		○				
	救助活動用資機材の整備	I		○				
	空気ボンベ充填施設の維持管理	I		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

警防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	消火活動用資機材の整備	I		○				
	消火活動用個人装備の整備	I		○				
	緊急消防援助隊受援用資機材の整備	III		○				
	緊急消防援助隊の応援活動用資機材の整備	III		○				
	警防調査等							
	自然水利活用対策の推進	III			○			
	水防訓練・河川巡視の実施	III			○			
	崖崩れ危険箇所等のパトロールへの参加	III			○			
	地水利調査	III		○				
	警防計画等作成							
	指揮隊の現場指揮・活動基本マニュアルの策定	III		○				
	検証、研究等							
	放水活動を行った火災の消防活動評価・検証表	III		○				
	各消防署主催及び消防局主催の防御検討会の実施	III		○				
	火災原因統計の作成及び予防施策への反映	III		○				
	消防水利整備等							
	防火水槽の整備	III		○				
	地中梁水槽の整備促進	III		○				
	消火栓の設置協議(水道)	III		○				
	消防水利標識の設置、修繕	III		○				
	消防水利の修繕	I		○				
	開発行為協議事務							

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

警防課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
	開発行為に伴う協議(消防水利・梯子車部署位置)	Ⅱ		○				
	開発行為にともなう完了検査	Ⅱ		○				

新型インフルエンザ対応計画に係る業務整理表

救急課

課	業 務	優先順位	発生・流行による業務量増加の可能性	経常的業務	臨時的業務		委託先	資格・技術等が必要な場合の内容
						実施時期		
救急課	救急救命活動・搬送	I	○	○				救急救命士、救急隊員
	救急救命士等に対する医師の指示・指導・助言の実施	I	○	○			仙台市立病院他3医療機関	医師
	救急資器材等の滅菌処理	I	○	○			東北エアウォーター(株)	厚生省省令基準に適合している者
	感染症廃棄物の処理	I	○	○			(協)仙台清掃公社	県及び市から許可を受けた者
	救急資器材の整備・保守	I	○	○			日本光電(株)他	
	救急救命士の養成・処置拡大への対応	II		○				
	救急救命士等に対する継続した教育・研修の実施	II		○			仙台市立病院他3医療機関	医師
	救急技術教養訓練の実施	III		○				
	救急活動内容の確認・評価	III		○			仙台市立病院他3医療機関	医師
	学会・シンポジウムへの職員の派遣	III			○			
	応急手当普及啓発	III		○			(社)仙台市防災安全協会	
	患者等搬送業者乗務員講習の実施	III			○	年2回		
	「救急の日」等普及啓発イベントの開催	IV			○	9月		
	医療機関と救急隊の意見交換会の開催	IV			○	年3回		
	仙台市基本問題検討会の開催	IV			○	年3回		

習志野市消防本部新型インフルエンザ発生時業務継続計画

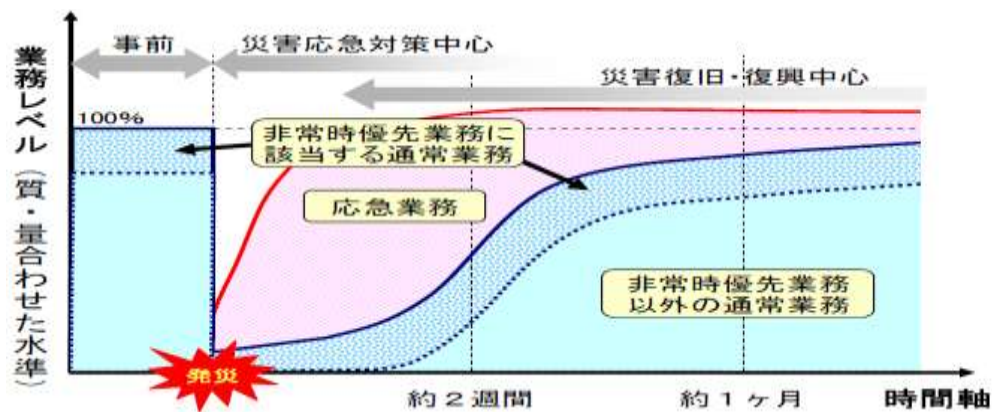
平成21年8月1日作成

1 新型インフルエンザ対応業務継続計画策定の必要性

新型インフルエンザは、その発生時期を特定することが困難であり、そのため、新型インフルエンザ発生時に業務体制を維持する対策の検討は、消防機関にとって喫緊の課題となっている。

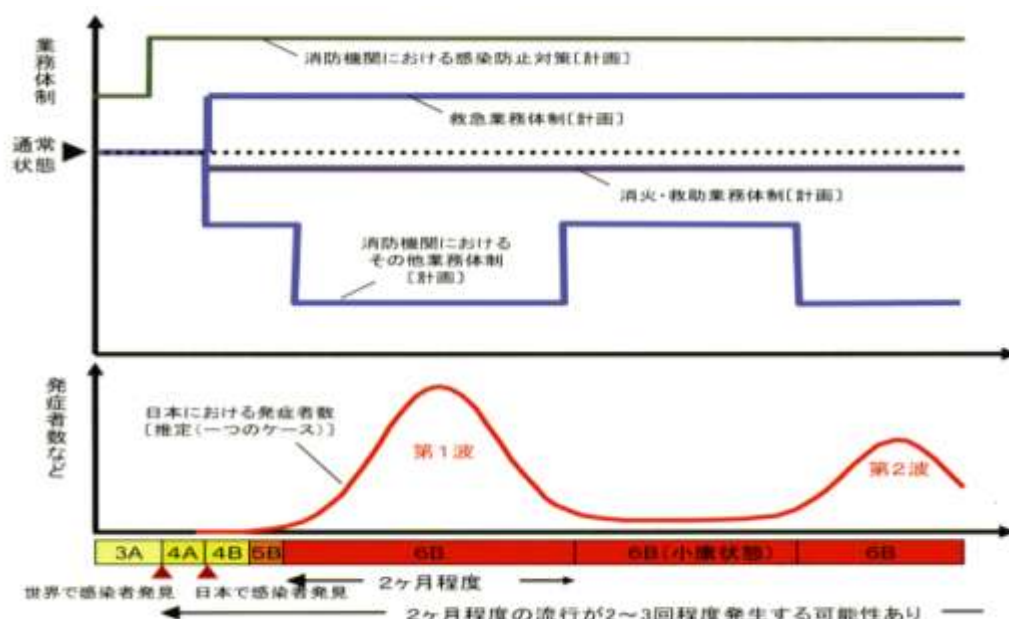
すでに、平成21年3月にはメキシコで新型(豚)インフルエンザが発生し、国内でも5月から感染者が出ている状況であり、ガイドラインでは図1の地震と異なり図2のとおり流行が2ヶ月、第2波等考えた場合には、さらに長期にわたり感染が続くという特殊性があることから、救急業務を担う消防機関においては、総力を挙げてその任務を果たしきるために、感染規模に応じた事業継続計画(消防業務の取捨選択)を定めるものである。

図1 業務継続計画のイメージ(地震災害時など)



資料:内閣府「中央省庁業務継続計画ガイドライン第1版」

図2 業務継続計画のイメージ(新型インフルエンザ発生時)



2 新型インフルエンザ対応業務継続計画に定める事項

新型インフルエンザ発生時における消防本部の業務継続計画として、次表の事項を定める。

なお、業務継続計画とは、被災により機能低下し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、あらかじめ必要な措置を定めておくことにより業務立ち上げ時間の短縮や発災直後から適切な業務対応が行え、なおかつ、長期にわたり果すべき業務の執行が図れる体制を明確にしておくことを目的としたものである。

番号	業務継続計画の事項区分	別表の区分
1	消防機関における業務の優先度付け	別表1のとおり
2	新型インフルエンザ対策用資器材備蓄状況	別表2のとおり
3	新型インフルエンザ対策用資器材備蓄計画	別表3のとおり
4	新型インフルエンザ発生段階(フェース区分)と救急体制	別表4のとおり
5	各種救急体制に応じる行動計画一覧表	別表5のとおり
6	新型インフルエンザに対応するための消防職員の所属別人員配置計画	別表6のとおり

3 附 則

この計画は、習志野市消防本部新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、平成20年12月に総務省消防庁から示された「消防機関による新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」を参考に策定したものである。

別表 1

消防機関における業務の優先度付け（所管課区分別）

○ 新型インフルエンザ発生時における、習志野市消防本部組織規則及び習志野市消防署組織規程に定める事務分掌の優先度は、業務内容により最優先、優先、通常及び順延に区分し、下記の表のとおりとする。

＜優先度の区分＝S：最優先業務、A：優先業務、B：通常業務、C：順延業務＞

優先度	所管課	業 務	新型インフルエンザ発生時の対処事項
S	消 防 長		全体統括
	次 長		
B	総務課	(1) 消防本部の総合的な計画の策定	
S		(2) 消防本部内の総合管理等	・ 状況に応じた人員配置計画と総合管理 ・ 燃料の確保など
B		(3) 職員及び消防団員の定数管理	
A		(4) 職員並びに消防団員の任免、分限、賞罰及び服務	
A		(5) 職員及び消防団員等の公務災害補償	
A		(6) 職員の給料及び諸手当等の支給	
S		(7) 職員及び消防団員の貸与品	・ 個人防護衣の調達 ・ 資器材の調達
C		(8) 職員及び消防団員の福利厚生	
C		(9) 職員並びに消防団員の教育及び研修 (救急隊員の研修に関するものを除く)	
S		(10) 安全衛生管理	・ 職員の感染防止予防対策の実施 ・ 消防本部、署所内における感染防止の強化
B		(11) 消防団員退職報償金の支給	
B		(12) 消防団員報酬及び費用弁償等の支給	
B		(13) 補助金等(警防課の所管を除く。)	
A		(14) 庁舎及び設備の維持管理	
C		(15) 財産の取得及び管理	
C		(16) 消防施設の工事及び修繕	
C		(17) 消防協会及び消防長会	
C		(18) 消防委員会	
C		(19) 消防職員委員会	
C		(20) 消防協力隊	

C	総務課	(21) 消防音楽隊	
B		(22) 公印の管理	
B		(23) 文書の発送	
B	予防課	(1) 建築物の確認等の同意	・ 流行時は原則自粛 ・ 申請状況に応じて対応
B		(2) 消防用設備等の設置及び検査	・ 同上
B		(3) 危険物及び指定可燃物等の規制	・ 同上
B		(4) 危険物及び防火対象物の予防査察	・ 同上
B		(5) 防火管理	・ 同上
B		(6) 防火対象物の使用開始	・ 同上
S		(7) 火災の原因及び損害の調査	・ 火災原因損害調査
B		(8) 火災のり災証明	
B		(9) 圧縮アセチレンガス及び液化石油ガス等の届出事項の受理、調査及び指導	・ 同上
B		(10) 届出事項の受理、調査及び指導 (消防署及び分遣所処理を除く)	・ 同上
B		(11) 防災協会	・ 同上
B		(12) その他火災予防に関すること。	・ 同上
S	警防課	(1) 消防計画及び水・火災の警防計画	・ 人員配置計画 ・ 非常事態の警備
A		(2) 火災警報	
C		(3) 消防水利	
A		(4) 消防統計	
B		(5) 災害等のり災証明及び救急搬送証明	
S		(6) 消防相互応援協定	・ 職員が大量に感染した場合の広域応援など
C		(7) 海上火災に伴う業務協定	
C		(8) 開発事業の指導	
C		(9) 消防装備の企画	
S		(10) 消防資器材の整備計画及び維持管理	・ 個人防護衣の調達 ・ 資器材の調達
A		(11) 消防関係車両の管理	
B		(12) 救急業務実施計画	
S		(13) 救急医療機関等	・ 医療機関との連絡調整 ・ 発生状況の把握 ・ 搬送先医療機関の情報収集など
B		(14) 救急隊員の研修	
B		(15) 補助金等(警防課の所管に限る)	

B		(17) その他警防に関すること。	
S	指令課	(1) 消防通信の運用	・ 消防通信業務への対応
S		(2) 災害時の出場指令	・ 災害時の出動指令業務への対応
A		(3) 消防通信施設及び器具の整備保全	・ 通信施設及び情報システムの保守など
A		(4) 通信技術の研究	
S		(5) 各種災害関係情報の収集及び伝達	
S		(6) 気象情報の収集及び伝達	
B		(7) その他指令及び通信	
C	消防署分遣所	(1) 公印の保管	
A		(2) 署所の連絡調整	
S		(3) 消防隊編成	・ 現場活動を行う要員の確保と消防隊の編成
S		(4) 署員の勤務配置	・ 同上
C		(5) 署員の服務	
S		(6) 消防施設、車両及び物品の維持管理	・ 救急車（予備車を含む。）の維持管理 ・ 感染防護衣などの確保と適正配備 ・ 燃料の確保
C		(7) 安全運転管理業務	
C		(8) 署員の教養及び訓練	
S		(9) 水・火災の警戒、防ぎよ及び鎮圧	・ 各種災害対応活動
C		(10) 水利施設の調査及び保全	
C		(11) 警防調査	
C		(12) 5 項口、延べ面積が 300 平方メートル未満の防火対象物及び少量危険物施設の予防査察	
C		(13) 消防法施行規則に基づく届出事項の受理、調査及び指導 ア 防火管理者選任（解任）届出書 イ 消防計画作成（変更）届出書	
C		(14) 習志野市火災予防条例 に基づく届出事項の受理、調査及び指導 ア 水素ガス充てんする気球の設置届出書 イ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書 ウ 煙火の打上げ（仕掛け）届出書 エ 催物開催届出書 オ 水道断水（減水）届出書 カ 道路工事届出書	

C	消防署 分遣所	(15) 習志野市火災予防施行規程 に基づく 届出事項の受理、調査及び指導 ア避難訓練実施計画書 イ避難訓練実施結果報告書	
C		(16) 保育所、幼稚園、小・中学校及び 共同住宅の消防訓練	
C		(17) 町会及び自主防災訓練の指導	
C		(18) 一般住宅の防火指導	
S		(19) 軽易な火災の原因及び損害の調査	・ 予防課に準じる。
C		(20) 火災防ぎよの研究及び訓練	
S		(21) 救助業務	・ 救助隊の運用 ・ 救助出場
A		(22) 救助用機械器具の保守管理	
A		(23) 高圧ガス製造施設及び機器保守管理	
A		(24) 救命索発射銃の保安管理	
C		(25) 救助統計	
C		(26) 救助技術の研究及び訓練	
S		(27) 救急業務	・ 救急隊の運用 ・ 救急出場
S		(28) 救急用機械器具の保守管理	・ 救急車及び器具の 消毒
C		(29) 救急応急処置の指導	
C		(30) 救急技術の研究及び訓練	
C		(31) その他消防署の庶務	

別表2

新型インフルエンザ対策用備蓄資器材

平成21年7月1日現在

資器材名	備蓄数	総務省消防庁から 無償譲渡品 (平成21年4月1日受領)	計・
感染防止衣(上衣・下衣)	1,281	309	1,590
N95・マスク	2,513	309	2,822
サージカルマスク	1,900	309	2,209
感染防止手袋	18,900	309	19,209
ゴーグル	43	53	96
次亜塩素酸ナトリウム (ピューラックス)	20		20
エタノール イソプロパノール	62		62
速乾性手指消毒剤	31	15	46
感染対策防護キット	100		100

☆感染対策防護キット L:50セット LL:50セット
(N95マスク1枚、ゴーグル1個、インナー手袋1双、アウター手袋1双、防護服[タイベックつなぎタイプ]1枚、シューズカバー1足)

別表3

新型インフルエンザ対策用資器材備蓄計画

資器材名	備蓄計画数	現有数	不足数	購入計画		
				平成21年度 (補正予算)	平成22年度	平成23年度 ～ 平成26年度
感染防止衣(上衣・下衣)	10,000	1,590	8,410	2,700	500	5,210
N95・マスク	10,000	2,822	7,178	5,040	500	1,638
サージカルマスク	10,000	2,209	7,791	6,000	500	1,291
感染防止手袋	20,000	19,209	791	0	1,000	0
ゴーグル	200	96	104	30	50	24
次亜塩素酸ナトリウム (ピューラックス)	50	20	30	0	10	20
エタノール イソプロパノール	500	62	438	0	85	353
速乾性手指消毒剤	250	46	204	80	20	104
感染対策防護キット	100	100	0	0	0	0

☆感染対策防護キット L:50セット LL:50セット

(N95マスク1枚、ゴーグル1個、インナー手袋1双、アウター手袋1双、防護服[タイベックつなぎタイプ]1枚、シューズカバー1足)

別表4 新型インフルエンザ発生段階(フェーズ区分)と救急体制

1、フェーズ区分と救急体制

区 分	感染状況	救急体制
0)フェーズ3A	国外において、鳥-ヒト感染が認められた場合（現在）	第1種体制
1)フェーズ3B	国内において、鳥-ヒト感染が認められた場合	第1種体制
	県内において、鳥-ヒト感染が認められた場合	第2種体制
	市内において、鳥-ヒト感染が認められた場合	第2種体制
2)フェーズ4A	国外において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第2種体制
3)フェーズ4B	国内において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
	県内において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
	市内において、（小規模な）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
4)フェーズ5A	国外において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第2種体制
5)フェーズ5B	国内において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
	県内において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
	市内において、（中規模、複数の）ヒト-ヒト感染が認められた場合	第3種体制
6)フェーズ6A	国外において、感染が拡大した場合	第2種体制
7)フェーズ6B	国内において、感染が拡大した場合（パンデミック期）	第3種体制
	県内において、感染が拡大した場合（パンデミック期）	第3種体制
	市内において、感染が拡大した場合（パンデミック期）	第3種体制
8)フェーズ6B	（小康状態）国内において大流行の波が一旦収束しているが、第2波、	第2種体制
	第3波が到来する可能性がある状態	第2種体制

2、救急体制の区分

区 分	感染状況
第1種体制	情報収集が必要（フェーズ3A及び3B期の場合）
第2種体制	国外に流行が確認され、国内に拡大が懸念（フェーズ4A、5A及び6A期の場合）
第3種体制	国内発生（フェーズ4B、5B、6B及び後パンデミック期の場合）

別表5

各種体制に応じる行動一覧表（消防担当箇所を抜粋）

体制	国	県	市の体制	情報収集	情報提供	相談・ 検査	医療物資の 確保・活用	医療体制	防疫体制	救急体制	社会活動 等の制限	市民 生活
第1 種体制 [情報 収集が 必要]	3A ・ 3B	発生 前期								ア スタンダードプリコーションの徹底。 イ 救急要請時の患者情報の収集（海外渡航歴等）。 ウ 車内消毒の徹底。 エ 県の要請に基づき感染症防御資器材の備蓄を推進する。		
第2 種体制 [国外に 流行が 確認さ れ国内 に拡大 が懸念]	4A	海外 発生期(1)								ア 情報収集の強化。 イ 国内発生に備えた体制の強化を図る。 ウ 感染予防対策の周知徹底。 エ 車内消毒の徹底		
	5A	海外 発生期(2)	4Aの対策を強化推進。 情報収集により、国内発生の危険が大きいものと予測される場合、4Bの対策を講じる。対策本部が必要と認めた場合5Bの対策を講じる。									
	6A	海外 発生期(3)	5Aの対策を強化推進。 情報収集により、国内発生の危険が大きいものと予測される場合、5Bの対策を講じる。対策本部が必要と認めた場合6Bの対策を講じる。									

体制	国	県	市の体制	情報収集	情報提供	相談・ 検査	医療物資の 確保・活用	医療体制	防疫体制	救急体制	社会活動 等の制限	市民 生活
第 3 種 体 制 [国内 発生]	4B	国 内 発生								ア 市の対策計画に基づき行動。 イ 感染防御資器材の活用と確保。 ウ 抗インフルエンザ薬の職員への接種要請。 エ 国・県計画に基づき、真性・疑似症の患者の感染症指定医療機関等への搬送。 オ 状況により緊急患者搬送に関する調整。 カ 車内消毒の徹底		
	5B	県 内 流 行 期 前 期								ア 患者の大量発生に伴う搬送手段の確保及び健康福祉センターへ連絡し搬送医療機関を決定する。 イ 医療機関との連携の強化。 ウ 感染防御資器材、消毒薬等の確保。「救急車の消毒に要する時間45分が必要」 エ 新型インフルエンザが疑われ通報あった場合は、指令課にて救急車を出場させるか、発熱外来に直ちに行くかをトリアージする。 オ 救急車が出場できない場合は、人員搬送車（マイクロバス）を使い搬送する。 （歩行可能者対応及び歩行不能者は1名収容可能）		

体制	国	県	市の体制	情報収集	情報提供	相談・ 検査	医療物資の 確保・活用	医療体制	防疫体制	救急体制	社会活動 等の制限	市民 生活
第3 種体制 [国内 発生]	6B (1)	県内 流行 期後 期								ア 消防機能の維持の強化。 イ 救急隊員の二次感染防止対策 の強化。 ウ 医療機関との連携の強化。 エ 感染防御資器材、消毒薬等の 確保。「救急車の消毒に要す る時間45分が必要」 オ 県と密接に連携して受け入れ 病院を決定し、迅速な搬送に 努める。 この際、県対策本部及び消防 本部との連携を重視する。		
	6B (2)	大規模 流行期								ア 6B(1)に引続き、消防機能の 維持を図る。 イ 救急隊員の二次感染防止を図 る。		
	後パ ンデ ミック 期	流行 終息 期								ア 新型インフルエンザに対する強 化体制の維持。 イ 流行終焉までの資器材・消毒 薬等の確保。		

別表6

新型インフルエンザ発生段階における人員配置計画

(単位:人)

	所 属	課・隊	配置 人員	配備車両等	第1段階	第2段階	第3段階		運用概要		
					海外発生期	国内発生期	拡大期・まん延期				
					欠勤率 (0%)	欠勤率 (3%)	欠勤率 (20%)	欠勤率 (40%)			
消防本部	総務課 予防課 警防課 (毎日勤務)	消防長・次長	3		3	3	3	3	・本部員は、 応援要員とし て他の部署に 派遣		
		総務課	8	消防長車	8	8	5	3			
		予防課	9	査察車・予防車	9	8	6	3			
		警防課	8	警防車・緊援隊支援車	8	8	6	3			
		計	28	勤務人員	28	27	20	12			
				応援要員	0	0	*	2		* 5	
				罹患者	0	1	6	11			
	総 数			28	28	28	28				
	指令課 (隔日勤務)	課長(日勤)	1		1	1	1	1	・罹患者の発 生により、応 援を受け、 4名の指令員 を確保		
		課員	12	通信員 受援要員	4 0	4 0	3 〇〇	2 〇〇			
計		13	当務人員	4	4	4	4				
消防署所	中央消防署 (隔日勤務)	署長(日勤)	1		1	1	1	1	・ポンプ車は、 第2体制で、 救助車・梯子 車は第3体制 で運用停止。 ・非常用救急 車は、第2体 制で応援を受 け運用開始		
		指揮隊	6	指揮車	2	2	2	2			
		警防隊	14	水槽付消防ポンプ車 消防ポンプ車	4 3	3 3	3 —	3 —			
				救助工作車 梯子車	4 乗換	4 乗換	4 乗換	— —			
		救急隊	12	高規格救急車 非常用救急車 受援要員	3 — 0	3 — 0	3 1 〇〇	3 3 2			
				当務人員	16	15	15	11			
				運用台数	6	6	6	4			
		計	51								
	藤崎分遣所 (隔日勤務)	所長(日勤)	1		1	1	1	*	・第3体制にお いては、応援 を受け、ポン プ車を運用		
		警防隊	12	水槽付消防ポンプ車 応援要員・受援要員	4 0	4 0	3 **	2 1 〇〇			
				高規格救急車	3	3	3	3			
		計	23	当務人員 運用台数	7 2	7 2	6 2	6 2			
	実籾分遣所 (隔日勤務)	所長(日勤)	1		1	1	1	*	・ポンプ車は、 第2体制で運 用停止し、応 援要員として 他の部署に派 遣。		
		警防隊	18	化学消防ポンプ車 消防ポンプ車 応援要員	3 3 0	3 3 0	3 — **	3 — 3			
				高規格救急車	3	3	3	3			
		計	29	当務人員 運用台数	9 3	9 3	6 2	6 2			
	谷津分遣所 (隔日勤務)	所長(日勤)	1		1	1	1	*	・第3体制で 応援を受け、 ポンプ車を運 用		
		警防隊	12	消防ポンプ車 応援要員・受援要員	4 0	4 0	3 **	2 1 〇〇			
				救急車	3	3	3	3			
		計	23	当務人員 運用台数	7 2	7 2	6 2	6 2			
	南消防署 (隔日勤務)	署長(日勤)	1		1	1	1	1	・第2体制で、 応援を受け化 学車を運用。 ・第3体制で は、救助隊は 化学車又は梯 子車に乗換運 用。		
		警防隊	8	化学消防ポンプ車 受援要員	4 0	4 0	3 〇〇	乗換 1			
				救助工作車 梯子車	3 乗換	3 乗換	3 乗換	4 乗換			
		救急隊	10	高規格救急車	3	3	3	3			
				当務人員	10	10	10	7			
		計	33	運用台数	4	4	4	3			
			計		応援要員	0	0	*	12	*	8
					受援要員	0	0	〇	8	〇	8
	全体	勤務別	課・隊	配置人員	配備車両等	車両 人員	車両 人員	車両 人員	車両 人員	運用概要	
		隔日勤務	指令課	12	指令センター	4	4	4	4	第3体制にお いて、南署救 助隊は化学車 とも乗換運用 としているの で、化学車は 2台運用する 場合あり。	
			指揮隊	6	指揮車	1	2	1	2		
			警防隊	64	化学消防ポンプ車 消防ポンプ車(水槽車含)	2	7	2	7		
					救助工作車 梯子車	2	7	2	7		
			救急隊	52	救急車	5	15	5	15		
		毎日勤務	各課	34	運用台数	17	17	16	13		
					当務人員	53	52	47	40		
日勤者					34	33	25	16			
合計		200	活動人員	87	85	73	58				

注1: 第2体制及び第3体制において、当務人員の確保のため、状況により本部、署所からの派遣及び週休日の勤務命令で対応。

注2: 応援要員は*印、受援要員は〇印。なお、**又は〇〇の欄は、両班で2倍の人数となる。

新型インフルエンザ専門家会議 における行動計画見直しの検討

◆ 背景・目的:

「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書」(平成22年6月)における提言等を踏まえ、新型インフルエンザ対策の実効性を高め、更なる対策の推進を図るため、行動計画の見直しを行う。

◆ 体制:

専門家会議の下に4つの作業班を設置し、担当分野ごとに検討を行って見直し意見案を作成する。専門家会議では、作業班での検討結果等を踏まえ、見直し意見を取りまとめる。

- 公衆衛生対策作業班: サーベイランス 感染拡大抑制(国内、入国者対策(仮称))
- ワクチン作業班
- 医療体制作業班
- 広報・リスクコミュニケーション作業班

各作業班における検討経緯

＜公衆衛生対策作業班＞

- 第1回 : 10月13日(水) 13－15時
- 第2回 : 10月25日(月) 10－12時
- 第3回 : 11月 1日(月) 10－12時
- 第4回 : 11月11日(木) 17－19時

＜ワクチン作業班＞

- 第1回 : 10月 8日(金) 17－19時
- 第2回 : 10月18日(月) 10－12時
- 第3回 : 11月10日(水) 17時半－19時半
- 第4回 : 11月17日(水) 17－19時

＜医療体制作業班＞

- 第1回 : 10月 4日(月) 17－19時
- 第2回 : 10月29日(金) 17－19時
- 第3回 : 11月 8日(月) 15－17時

＜広報・リスクコミュニケーション作業班＞

- 第1回 : 10月 1日(金) 15－17時
- 第2回 : 11月 2日(火) 13－15時

行動計画の構成の変更

現行の行動計画		行動計画の見直し案	
総論		I はじめに	
		II インフルエンザとは	
	背景	III 背景	
	流行規模及び被害の想定	IV 流行規模及び被害の想定	
	対策の基本方針	V 対策の基本方針	
	目的	1 主たる目的	
	基本的考え方	2 基本的考え方	
	対策推進のための役割分担	3 対策推進のための役割分担	
	行動計画の各段階の概要		
	行動計画の主要6項目	4 行動計画の主要7項目	
	① 実施体制と情報収集	① 実施体制	
	② サーベイランス	② サーベイランス・情報収集	
各論	③ 予防・まん延防止	③ コミュニケーション	
	④ 医療	④ 感染拡大抑制	
	⑤ 情報提供・共有	⑤ 医療	
	⑥ 社会・経済機能の維持	⑥ ワクチン	
		⑦ 社会・経済機能の維持	
		5 行動計画における発生段階	
		VI 各段階における対策	
	前段階 未発生期	0 前段階 未発生期	
	第一段階 海外発生期	1 第一段階 海外発生期	
	第二段階 国内発生早期	2 第二段階 国内発生早期	
	第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期	3 第三段階 国内発生期	
	第四段階 小康期	4 第四段階 小康期	
別添	新型インフルエンザ発生時等における対処要領	別添 新型インフルエンザ発生時等における対処要領	
		(改定予定)	
参考資料	用語解説	鳥インフルエンザへの対応	
		用語解説	

- 総論と各論の区分を廃止
- 「I はじめに」「II インフルエンザとは」を追加
- 行動計画の主要項目を6項目から7項目に整理
- 現行の「行動計画の各段階の概要」と「各論」の記載を統合し、「各段階における対策」に再編
- 鳥インフルエンザに関する記述は別添として整理

総論的事項(1)

現行行動計画は、鳥由来のH5N1亜型の病原性の高い新型インフルエンザ発生を想定した内容となっているが、昨年の経験を踏まえて、ウイルスの病原性・感染力等に応じた柔軟な対策を迅速・合理的な意思決定システムに基づいて実施することができるよう、以下のように見直す。

1. 行動計画の対象の明確化

- 行動計画が対象とする新型インフルエンザは、発生したウイルスによって、病原性・感染力等は様々な場合が想定される

I はじめに

- インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する基本的事項を整理

II インフルエンザとは

→ 新型インフルエンザは基本的にはインフルエンザ共通の特徴を保有すると想定

- ・初期症状(発熱、咳等)は非特異的であり、他の疾患と見分けることは難しい
- ・症状のない潜伏期間中や不顕性感染であっても、他の人への感染力あり
- ・主な感染経路は飛沫感染と接触感染

総論的事項(2)

2. 行動計画の運用の弾力化

- 対象となる新型インフルエンザの多様性を踏まえ、対策も多様

I はじめに

- 病原性や感染力等が高い場合にも対応できるよう行動計画には強力な措置を記載するが、ウイルスの特徴(病原性や感染力等)に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へと切り替え

I はじめに

V-2 基本的考え方

- 実施する対策の決定に当たっては以下を総合的に勘案

V-2 基本的考え方

- ・対策の有効性
- ・対策の実行可能性
- ・患者等の人権への配慮
- ・対策そのものが社会・経済活動に与える影響

総論的事項(3)

3. 意思決定システムの明確化

- 政府対策本部、厚生労働省対策本部、専門家諮問委員会といった政府の意思決定に関わる組織を整理

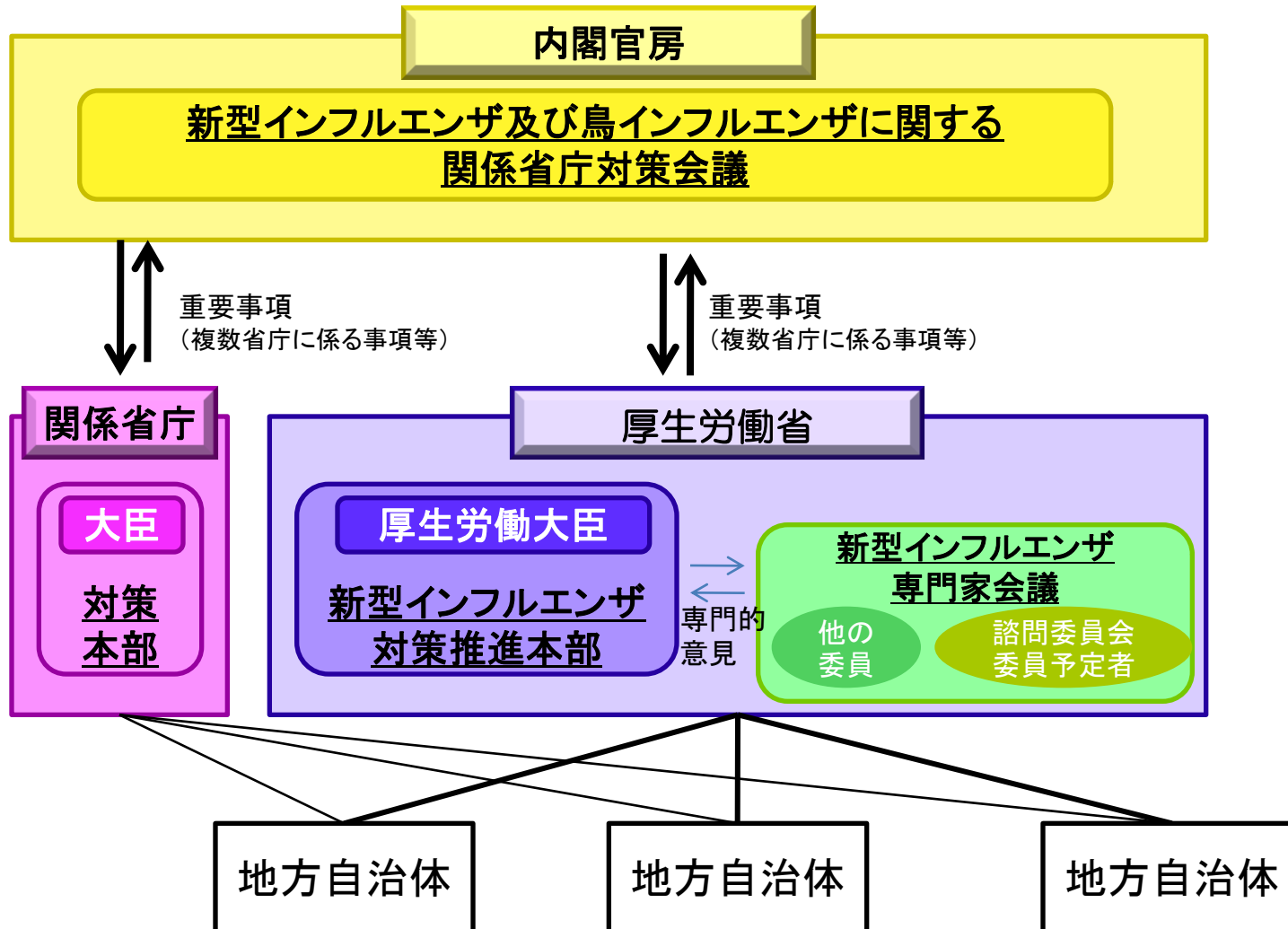
V-4 主要7項目 ①実施体制

※今後、具体的な初動対応を定めた行動計画別添「新型インフルエンザ発生時等における対応要領」を見直し

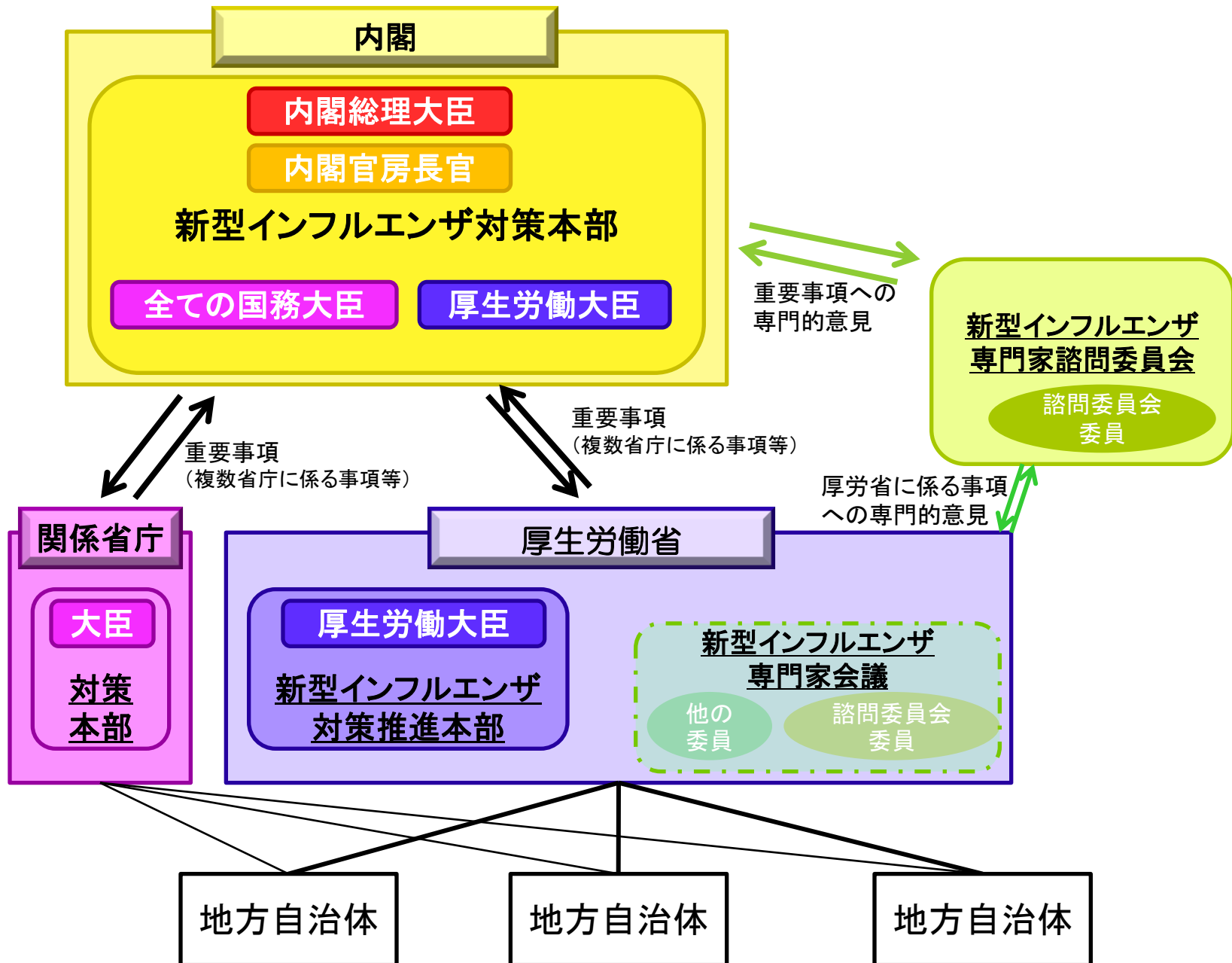
- 対策の現場の状況を把握し、迅速で適切な意志決定を行うためには、サーベイランス・情報収集が重要

V-4 主要7項目 ②サーベイランス・情報収集

政府の実施体制（発生前）



政府の実施体制（発生時）



総論的事項(4)

4. 地域の状況に応じた対策の必要性

- 国は対策の全般的な方針を示すが、地域における状況は様々であり、地方自治体においては、地域レベルでの医療提供体制確保、感染拡大抑制等に関して、地域の状況に応じて判断を行い対策を推進

V-3 役割分担

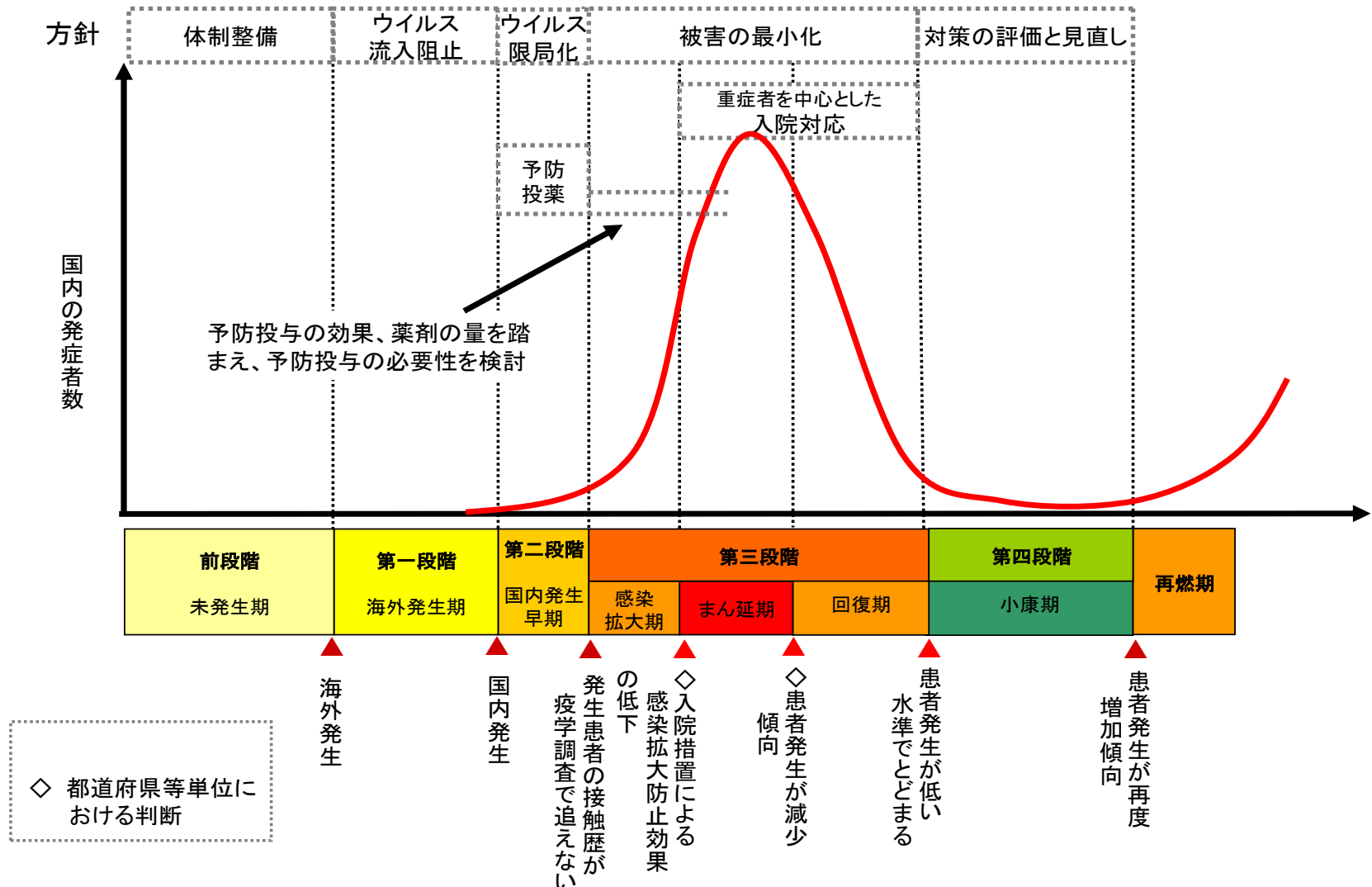
V-5 発生段階

- 国レベルでの発生段階に加えて、地域(都道府県)レベルでの発生段階を新たに設置

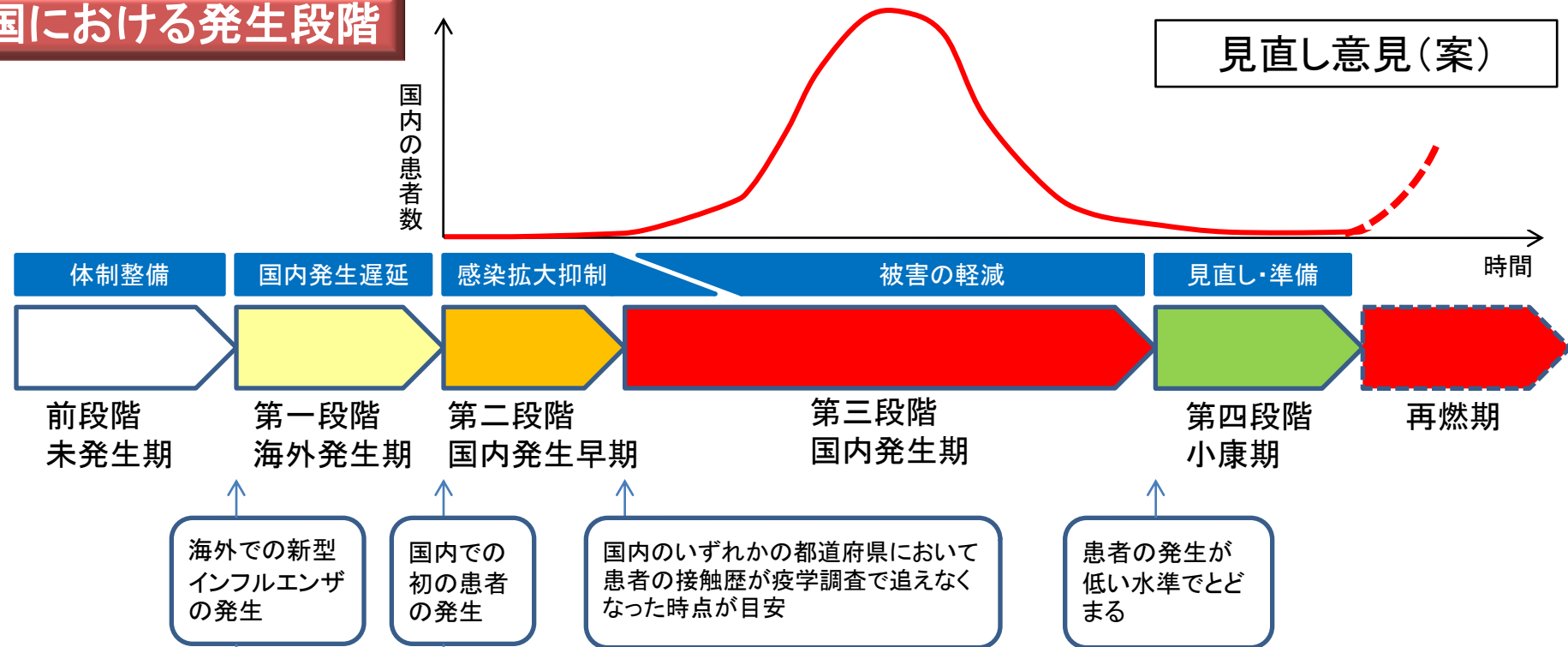
V-5 発生段階

- ・地域未発生期
- ・地域発生早期
- ・地域発生期

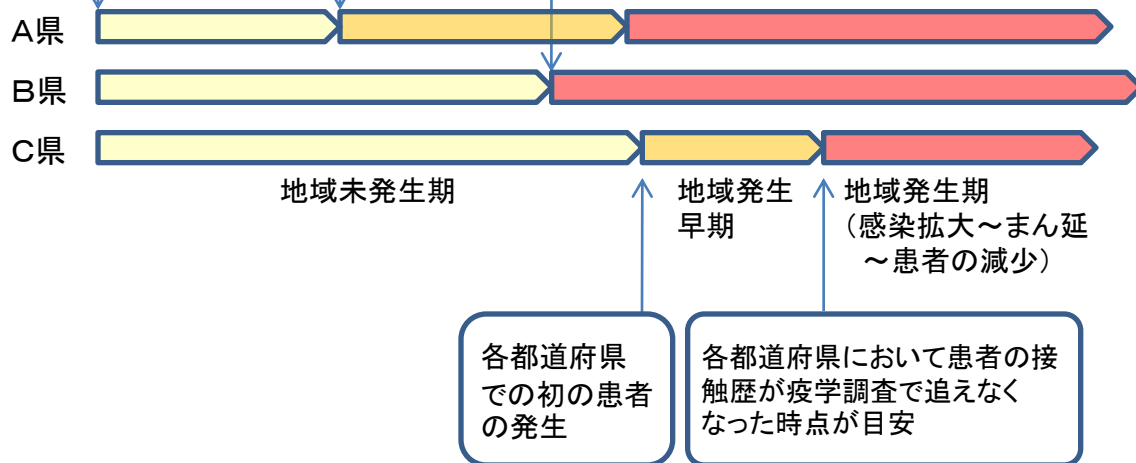
発生段階と方針



国における発生段階



地域(都道府県)における発生段階



地域での発生状況は様々であり、

- ・地域未発生期から地域発生早期
- ・地域発生早期から地域発生期

の移行は、都道府県を単位として判断

サーベイランス・情報収集

現行行動計画では、新型インフルエンザ発生時に、特別なサーベイランスを立ち上げることになっているが、昨年新たに導入したサーベイランスが現場に過大な負担をかけたことを踏まえ、以下のように見直す。

1. 平時からのサーベイランス体制確立

VI-O 未発生期／②サーベイランス・情報収集

- 通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザに対応するため、平時より、以下の事項についてサーベイランスを実施

- ・全国的な流行状況
- ・重症者及び死亡者の発生動向
- ・ウイルスの亜型や薬剤耐性
- ・学校等における発生状況

2. 迅速な縮小・中止の判断

VI-2 国内発生早期／②サーベイランス・情報収集

- 新型インフルエンザ発生時に特別に実施又は強化する以下のサーベイランスについては、必要性の低下した時点（患者数が増加し臨床・疫学的情報が蓄積した時点）で、迅速に縮小・中止

- ・新型インフルエンザ患者の全数把握
- ・新型インフルエンザ入院患者の全数把握
- ・学校等における集団発生の把握

3. 国際的な情報収集・調査研究の推進

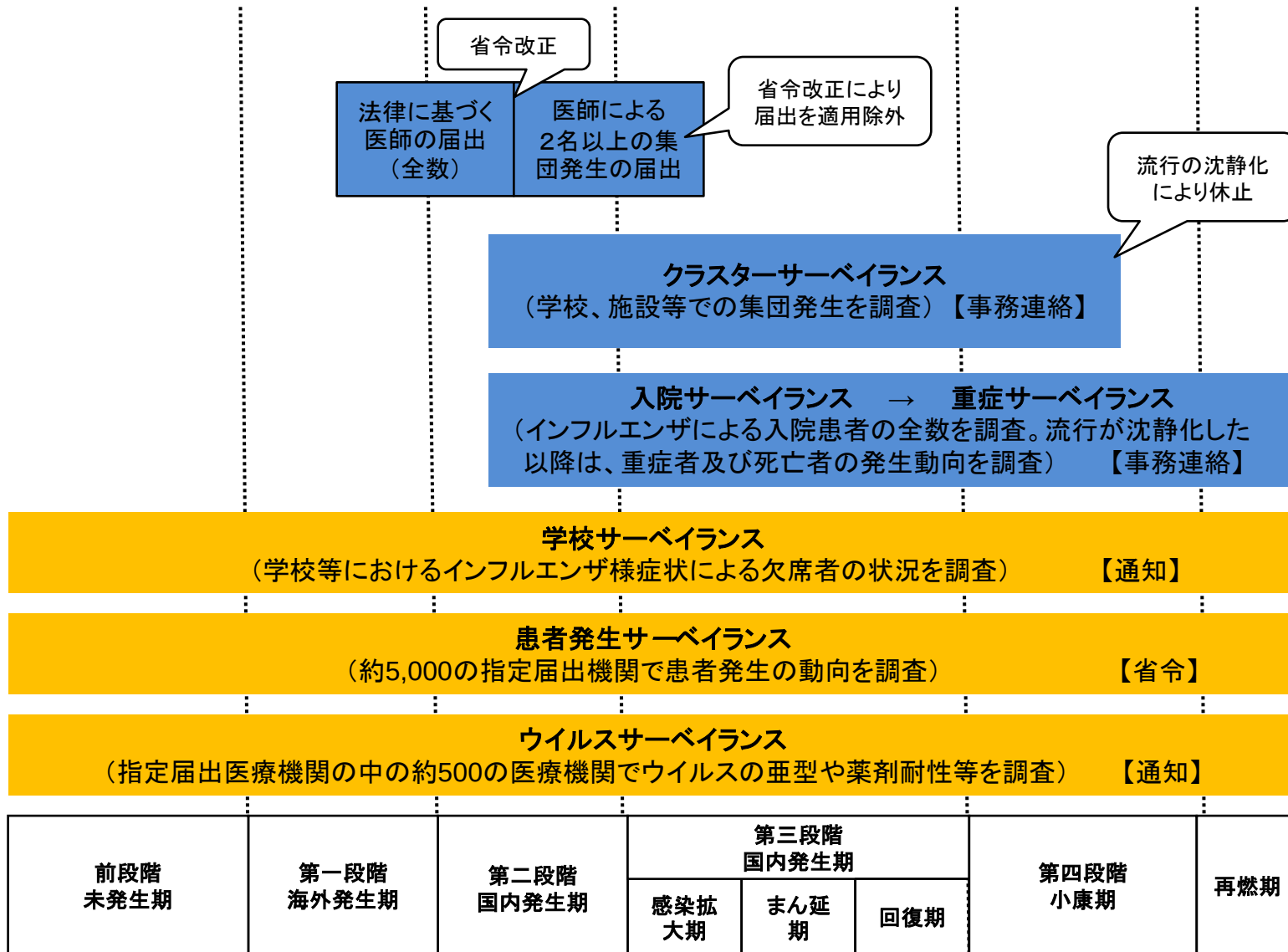
VI-O 未発生期／②サーベイランス・情報収集
ほか

- 対策の実施・評価に必要なデータを入手するため、国際的な情報収集や調査研究を積極的に実施

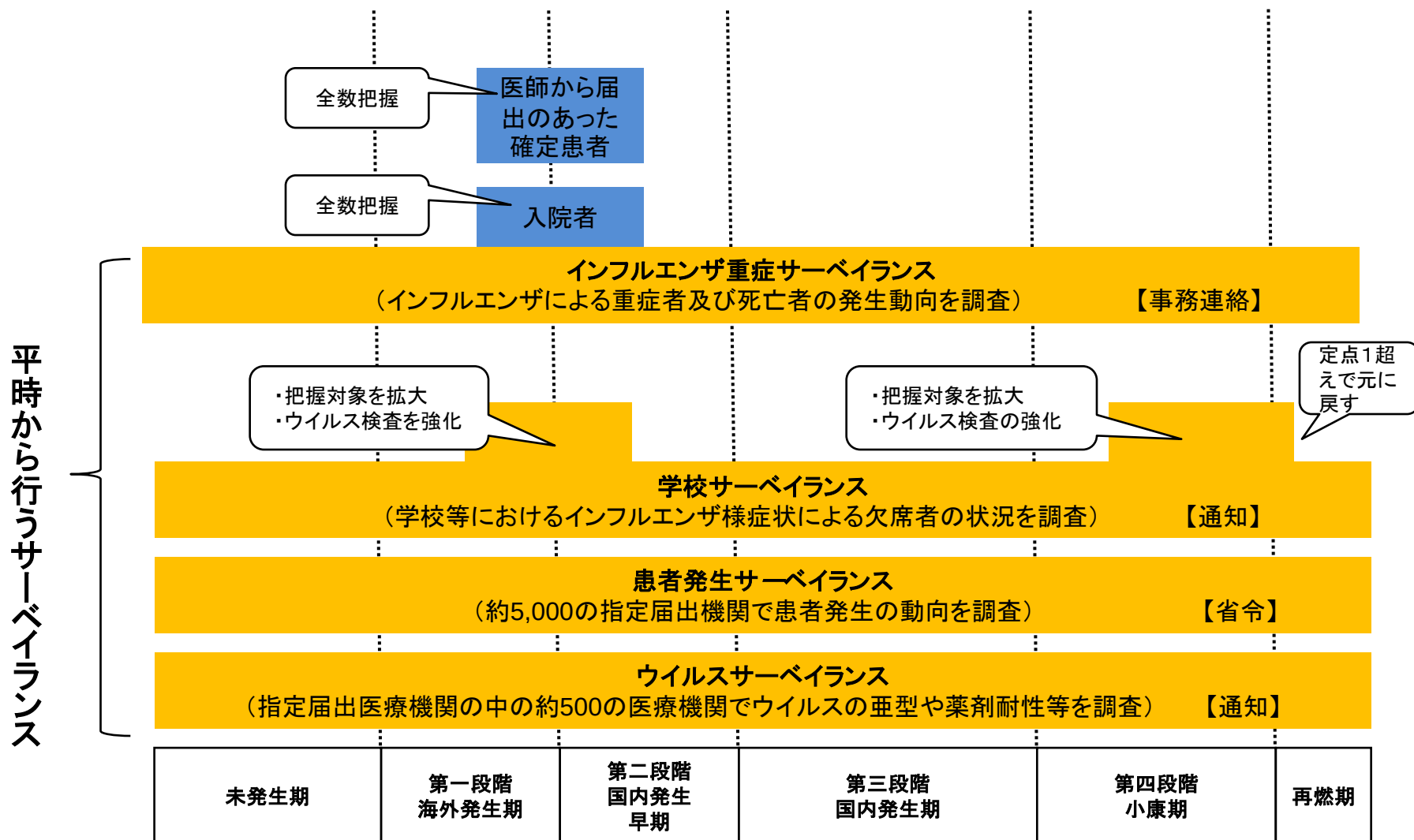
- ・海外の情報については、国際機関を中心とした各種ネットワークや在外公館を活用
- ・未発生期より調査研究を推進、発生時には診断・治療等に関する調査研究を速やかに実施

昨年度の新型インフルエンザ発生時のサーベイランス<実績>

平時から行っているサーベイランス



新型インフルエンザ発生時のサーベイランス（案）



コミュニケーション

現行行動計画での「情報提供・共有」に関する記述について、対策を推進する上でのコミュニケーションの重要性、特に、対策の現場との情報共有や継続的かつ一元的な情報提供、国民への普及啓発の必要性を踏まえ、以下のように見直す。

1. 情報共有の重要性の強調

V-4 主要7項目 ③コミュニケーション

- 対策の現場である地方自治体や関係機関との双方向の情報共有が重要
- リアルタイムでの直接的コミュニケーション手段としてのインターネット活用を検討

2. 情報提供体制の具体化

V-4 主要7項目 ③コミュニケーション

- 一元的な情報提供を行うための組織体制を構築（広報担当官を中心としたチームの設置等）
- 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信
- 複数の媒体を使用するが、媒体の中でもマスメディアの重要性に留意
- 発信した情報がどのように受け止められたかに関するフィードバックを更なる情報提供に活用

3. 情報提供の内容の明確化

V-4 主要7項目 ③コミュニケーション
ほか

- 対策決定のプロセス、対策の理由、実施主体を明確にし、分かりやすく情報提供
- 国民に向けて発信するメッセージとしては以下が重要
 - ・新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること
 - ・感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと
 - ・個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること

感染拡大抑制(国内)

現行行動計画では、第二段階(国内発生早期)と第三段階(国内発生期)の感染拡大抑制策は同様の記述となっているが、感染拡大の進行につれ、地域全体での強い感染拡大抑制策の効果が低下することや、必要となる対策が変化していくことを踏まえ、以下のように見直す。

1. 目的の明確化

V-5 発生段階 ほか

- 感染拡大は不可避であることを踏まえ、発生段階に応じた対策を実施
- 対策の主な目的は、発生段階によって変化
 - ・第二段階(国内発生早期) → 感染拡大の抑制が主
 - ・第三段階(国内発生期) → 被害の軽減が主

主な目的

感染拡大抑制

被害の軽減

発生段階

第二段階

国内発生早期

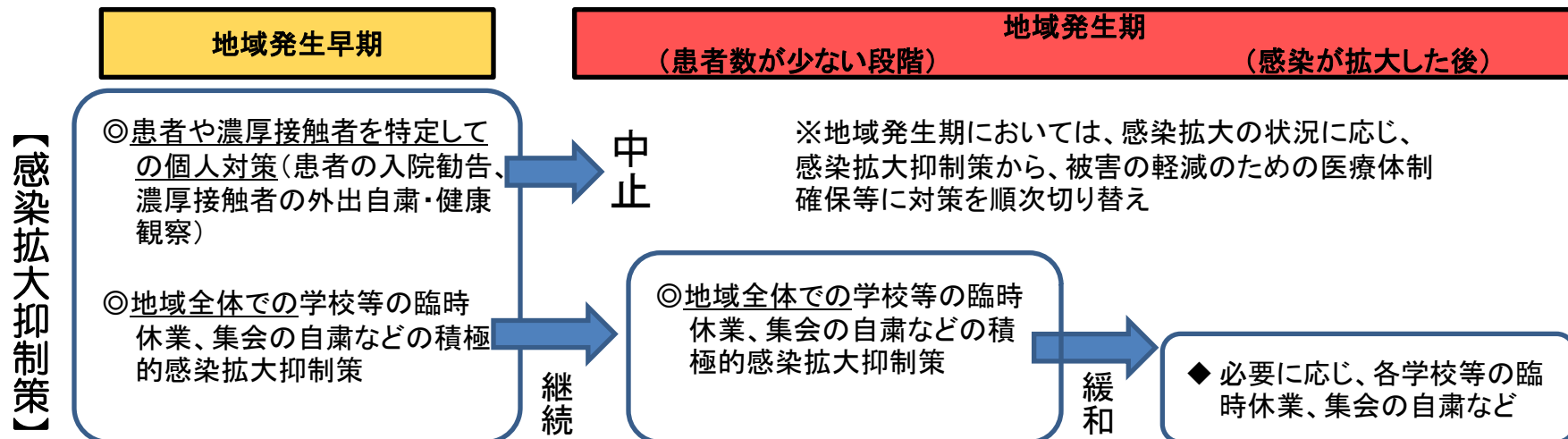
第三段階

国内発生期

2. 対策の実施時期の明確化

VI-3 国内発生期 ④感染拡大抑制

- 目的・段階によって実施すべき主な対策を切り替え



※対策の切り替え時期は、これらを目安に、地域の状況に応じて判断することとなる。

入国者対策(仮称)(1)

現行行動計画では、検疫の強化等の「水際対策」の記載が多く、その実施期間も第三段階(国内発生期)までと長く設定されているが、検疫の有効性に限界があることを踏まえ、以下のように見直す。

1. 入国者対策(仮称)の位置づけの明確化

- ウイルスの国内侵入を完璧に防ぐという誤解を与えないよう、「水際対策」は「入国者対策(仮称)」に変更

V-4 主要7項目 ④感染拡大抑制 ほか

- 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせる

- ・発生早期は病原性等が不明・不確かなため、強力な措置をとる場合がある
- ・検疫の強化を行っても、ある程度の確率で感染者は入国し得るため、第一段階(海外発生期)から、国内での患者発生に備えてサーベイランス・医療体制等を整備

VI-1 海外発生期 ④感染拡大抑制 ほか

- 入国者対策(仮称)と国内における感染拡大抑制策とを組み合わせた一連の流れをもった戦略

- ・検疫所と地方自治体等との連携を強化(点から面へ)

V-4 主要7項目 ④感染拡大抑制 ほか

入国者対策(仮称)(2)

2. 機動的な縮小

- ウイルスの特徴(病原性や感染力等)や発生状況等に関する情報を踏まえ、発生段階の途中であっても、合理性が認められなくなった場合には措置を変更

VI-1 海外発生期 ④感染拡大抑制

- 第二段階(国内発生早期)において、国内の検査・診療体制等の整備状況も踏まえつつ、原則、措置を縮小

VI-2 国内発生早期 ④感染拡大抑制

- ・「感染したおそれの高い者」については停留から健康監視に切り替え

- ・停留の実施に伴う海空港の集約化は中止

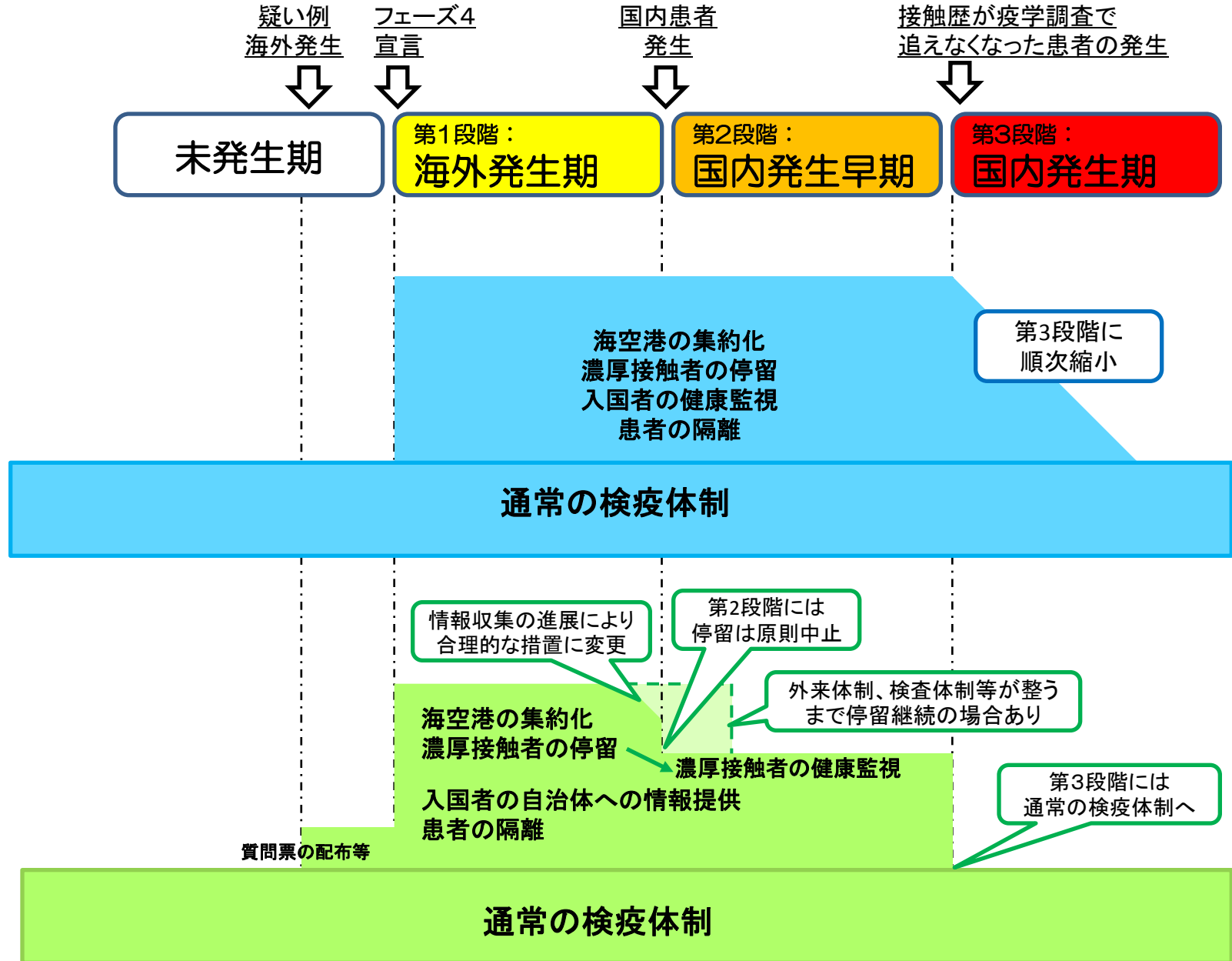
※具体的な対策の変更や中止の判断の目安・時期等についてはガイドラインレベルで記載

- 第三段階(国内発生期)において、通常の検疫体制に戻す

VI-3 国内発生期 ④感染拡大抑制

現行行動計画と、見直し意見（案）における検疫体制の比較（イメージ）

※病原性・感染力が高い・不明等のため、強力な措置をとる場合を示しており、全ての措置を実施することを意味するものではない。



医療体制

現行行動計画では、第3段階まん延期になってから全医療機関での対応に切り替えることとなっているが、昨年
の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の際、第2段階(国内発生早期)において「発熱外来」に患者が集中して機能しなかったことを踏まえ、以下のように見直す。

1. 外来診療の役割分担の明確化

VI-1 海外発生期 ⑤医療 ほか

○ 「発熱外来」は「帰国者・接触者外来(仮称)」に変更し、発熱だけではなく、渡航歴等により対象患者を絞り込む

○ 帰国者・接触者以外の患者は一般医療機関*で対応

・「帰国者・接触者外来」以外の医療機関においても、新型インフルエンザの患者を診療する可能性がある

2. 段階にしばられない弾力的な運用

VI-2 国内発生早期 ⑤医療

VI-3 国内発生期 ⑤医療

○ 地域の状況に応じた弾力的な運用を基本とし、地域発生期に移行した場合のほか、都道府県の判断により必要が生じた際には、一般医療機関*での対応に切り替える

* 一般医療機関：内科・小児科等、通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関

昨年度の新型インフルエンザ発生時の医療体制と課題

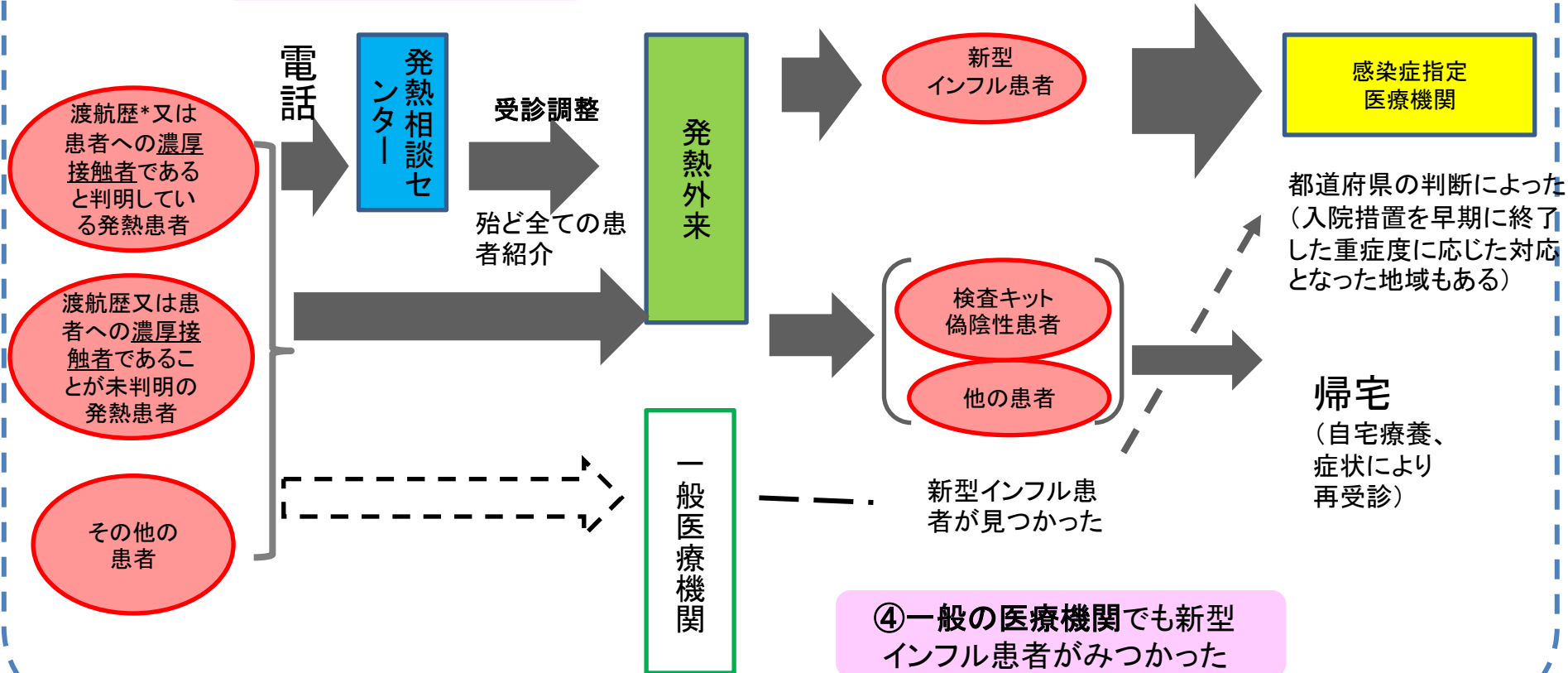
＜第2段階（国内発生早期）・第3段階のうち感染拡大期＞

⑤一般の医療機関での診療体制への移行時期が不明確

①受診前振り分け機能
へ負荷が集中し
一部機能しなかった

②診断機能
へ負荷が集中し
一部機能しなかった

③治療・入院機能
へ負荷が集中し、
一部機能しなかった



医療体制（案）＜地域発生早期まで＞

⑤移行時期が不明確

- 地域の実情に応じて、医療体制の移行を判断できることを明記
- 予め、移行基準をガイドラインに明示予定

①受診前振り分け機能への負荷集中

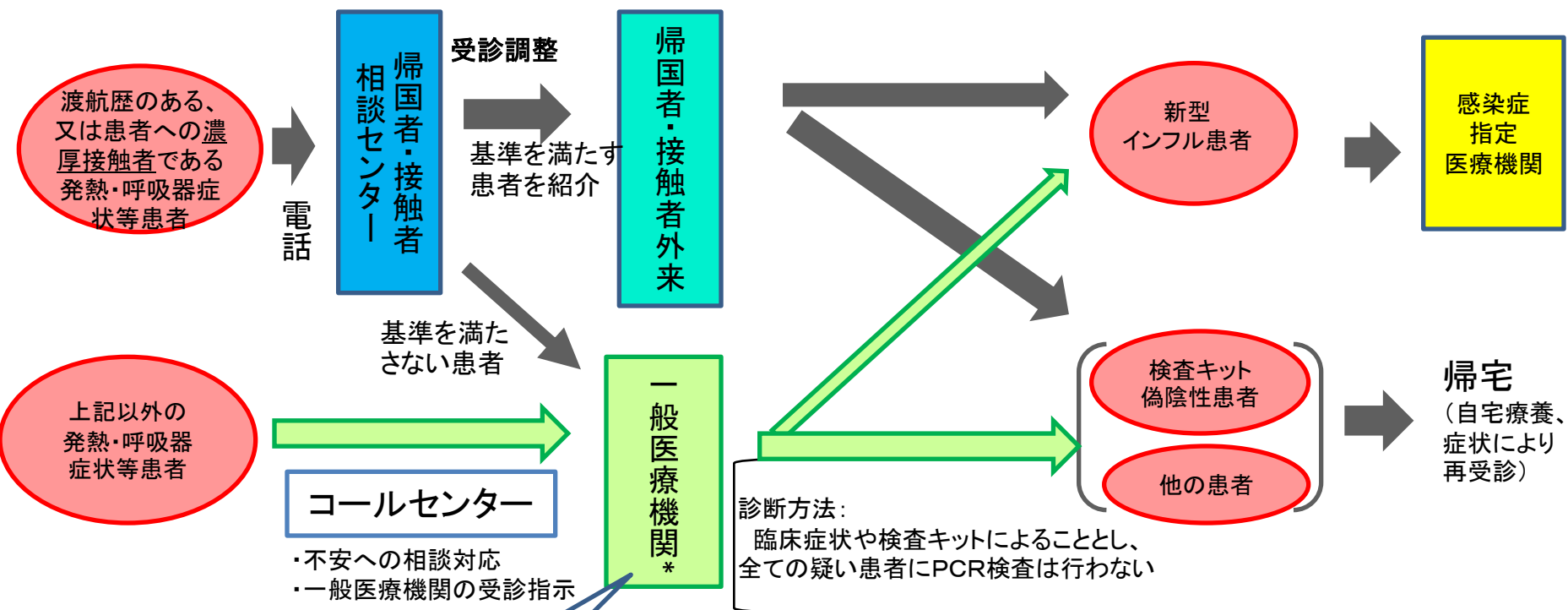
- 名称を変更し、対象者を明確化

②診断機能への負荷増加

- 名称を変更し、対象者を明確化

③治療・入院機能

- 地域の実情に応じて入院勧告を中止



* 一般医療機関

内科・小児科等、通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で、院内感染対策を行った上で対応。

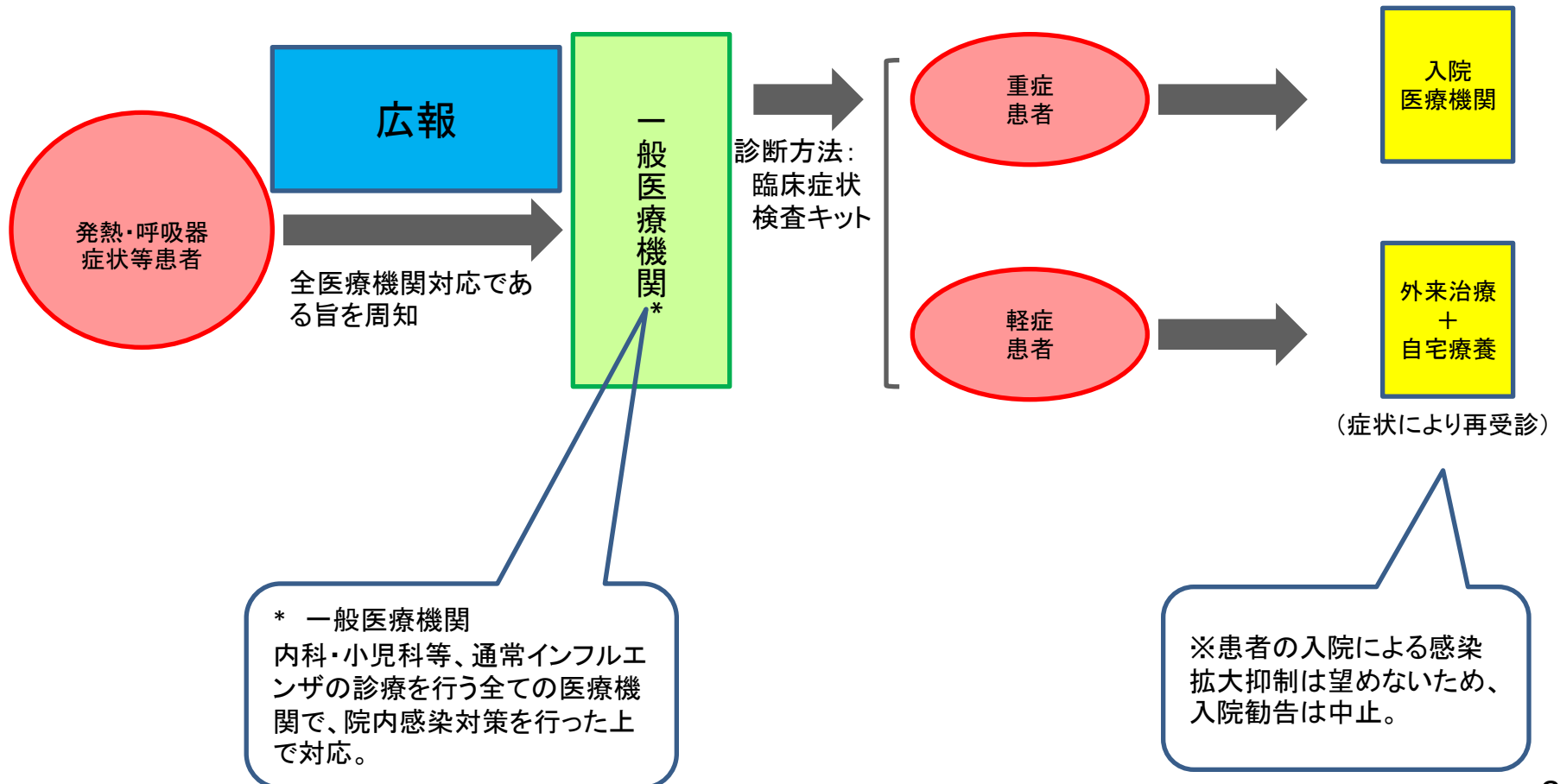
④一般医療機関でも帰国者・接触者以外の患者に対応することを明記

医療体制（案）＜地域発生期＞

①受診前振り分け機能への負荷集中
→ 相談センターは原則設置せず

②診断機能への負荷集中
→ 全患者を一般医療機関で対応

③治療機能への負荷
→ 入院勧告の中止
→ 重症度に応じた治療



ワクチン(1)

現行行動計画の、ワクチンの接種体制や事前に決定しておくべき事項に関する記載について、全国民に対し速やかにワクチンを接種可能な体制構築や発生時の迅速な意思決定・対応が肝要であることを踏まえ、以下のように見直す。

1. 事前準備の推進

Ⅵー〇 未発生期 ⑥ワクチン

- 全国民分のワクチンを速やかに確保するため、細胞培養法など新しいワクチン製造法などの研究・開発や鶏卵によるパンデミックワクチンの生産能力の向上を図りつつ、全国民分のワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンについても検討
- ワクチンの円滑な流通体制を構築
- 公費で集団的な接種を行うことを基本とした接種体制を構築
 - ・接種の枠組：法的位置づけ、接種の実施主体、集団的な接種の実施基準 等
 - ・接種の具体的実施方法：接種に携わる医療従事者等の確保、接種場所の選定、接種の周知・予約方法 等
 - ・接種順位：新型インフルエンザ発生時の状況を想定して基本的考え方を策定

※具体的な内容については、ガイドラインレベルで記載
- ワクチンに関する基本的な情報について情報提供を推進

ワクチン(2)

2. 発生時の迅速な対応

VI-1 海外発生期 ⑥ワクチン

- 発生時にワクチン関連の対策を速やかに決定できるよう、決定事項及びその決定方法等を可能な限り事前に定めておく
- 新型インフルエンザウイルスの特徴(病原性や感染力等)を踏まえ、接種の法的位置づけ等について決定
- 事前に策定した考え方に基づき、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、優先接種対象者を決定
- 事前に構築した供給・流通体制や接種体制に基づき、迅速に対応
- ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者、接種体制といった具体的事項について情報提供